

# 河南町地域福祉計画

平成 20 年 3 月

河 南 町



## ご あ い さ つ



近年、少子高齢化や世帯の極小化が急速に進み、住民の地域生活への不安感や孤立感が高まっている状況にあります。さらに、社会状況の変化を受け、夫婦共働きの家庭やひとり親家庭などが増加しており、家族形態が多様化している一方で、地域活動や育児、余暇などに割くことのできる時間が少なくなるなど、住民の生活様式が従来のものから大きく変わってきています。

ひとり暮らし高齢者や子育て家庭をはじめとした、支援を必要とする人が増え続けているなかで、これまで以上に地域での助けあいや支えあいを行うことが重要となってきました。

地域福祉は、行政から住民への一方通行のサービスだけではなく、住民一人ひとりの力、地域自身の力、そして行政との力をあわせ、共に支えあうしくみをつくっていくことだと思えます。

「河南町地域福祉計画」では、このような人と人、人と地域のつながりを重視し、「地域をつなぐ 思いやりの心が育む 温かいまち ～共助による安全・安心の地域づくり～」を基本理念に掲げ、人々が安心して快適に暮らせ、お互いを理解しながら共に支えあえる心豊かなまちづくりを目指して参りたいと考えています。

計画は、町内5地区における住民座談会を通じ、住民の皆様と共に課題を検討し、提案を創りあげてきました。

この過程こそが、河南町における地域福祉の第一歩であり、新たな芽吹きであると感じています。

計画の策定にあたり河南町地域福祉計画策定委員会で熱心にご協議いただいた皆様をはじめ、住民座談会でご意見をいただいた皆様や、関係していただいた皆様に深く感謝申し上げます。

また、計画の推進に向けまして、地域福祉の主役である地域住民の皆様のお力が必要不可欠となります。

新しい時代の河南町を共に築いていくため、より一層のご協力をよろしく願い申しあげご挨拶といたします。

平成20年3月

河南町長 武田 勝 玄



# 目 次

I 地域福祉計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 地域福祉とは	3
3. 計画の性質	6
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定手法	7
II 河南町の地域福祉の現状	9
1. 統計にみる地域特性	10
2. 河南町社会福祉協議会	15
3. 地域福祉に関わる主な団体等	16
4. 社会福祉資源について	18
5. 河南町における課題	22
III 基本理念と基本目標	27
1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
IV 施策の方向と展開	31
1. 住民の地域福祉への参画促進	33
2. 地域課題の把握とコーディネート機能の充実	37
3. 安心して豊かに暮らせるまちづくり	40
V 計画の推進体制	49
1. 協働による計画の推進	50
2. 計画の公表及び評価	52
資料編	53
1. アンケート調査実施概要	54
2. 住民座談会実施概要	86
3. 策定委員会設置要綱	92
4. 策定委員名簿	94
5. 用語解説	95



## I 地域福祉計画の概要

---

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化の進行、地域意識の希薄化が指摘され、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。また、高齢者のみの世帯、とりわけひとり暮らしの高齢者の増加がみられる一方で、引きこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加など新しい社会問題が増加しています。このような中で、住民の生活ニーズ<sup>※</sup>は多種多様なものとなり、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなってきました。

そこで、住民による支えあい、助けあいと公的なサービスの充実を車の両輪とした地域福祉の推進が必要となっています。また、サービスの提供のあり方についても、より身近で、より柔軟な方法が求められています。

こうした状況の中、平成12年に社会福祉に関する基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正されました。これにより、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して地域における総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉文化を創造することを目指して、地域福祉計画の策定が位置づけられました。

地域の中で様々な保健福祉サービスが効果的に展開されることはもちろんのこと、住民をはじめとして、地区・自治会・ボランティア<sup>※</sup>・NPO<sup>※</sup>・福祉施設等、地域に関わる様々な担い手が連携し、地域で課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

このような背景から、住民が地域で支えあう仕組みを整えるとともに、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するため、その指針となる「河南町地域福祉計画」を策定するものです。



## 2. 地域福祉とは

私たちが共に暮らすこの地域は、少子高齢社会の進展の中にあります。そして、その中で展開されている「福祉」には、介護保険<sup>\*</sup> サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障害者への支援といった実に様々な側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな担い手として活躍されています。

私たちは、生きている限り、年をとることはだれしもが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、「福祉」はある特別な人たちを対象としたものではなく、生活の様々な場面であらゆる人が「福祉」に関わって生きていると言えます。

今後、少子高齢化の問題や近所づきあいの減少、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、様々な課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしつつ、地域で共に暮らす人たちがお互いに支えあい、助けあいながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の考え方で

### 【地域の役割】

地域課題は、日常生活に密着したもので地域ごとに内容が様々であり、地域の実情に応じたきめ細かな個別の対応が必要であることから、全町的に統一した公的な福祉サービスで対応するだけでなく、各地域において、住民が行政との協働<sup>\*</sup>・役割分担のもとで、主体的に課題の解決に取り組み、「地域の助けあいによる福祉」で対応することが効果的であると考えられます。

### <地域福祉の向上に向けた3つの助け>

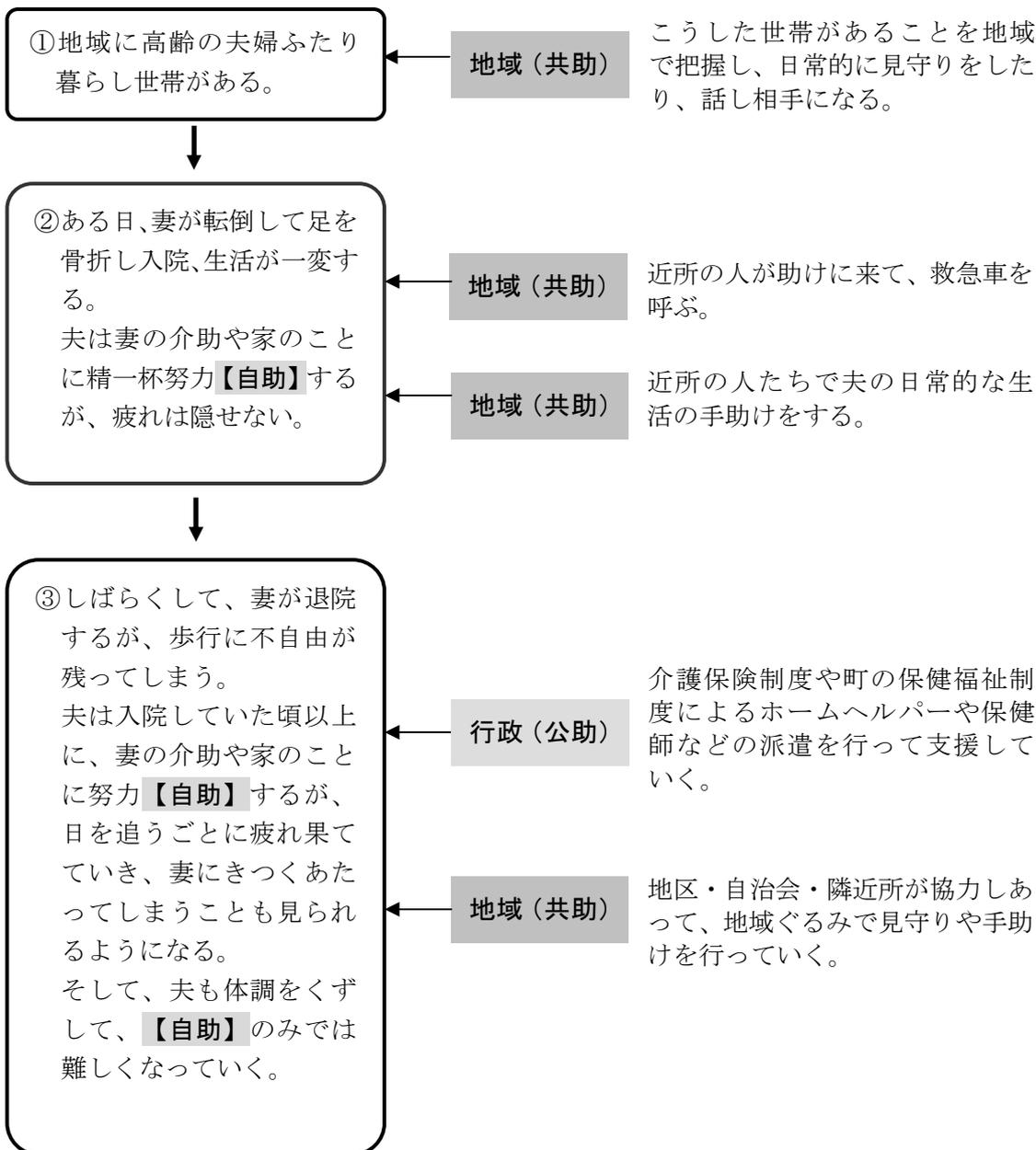
じじよ <b>自助</b>	個人や家族による支えあい、助けあい (自分でできることは自分です)
きょうじよ <b>共助</b>	地域社会における相互扶助 (隣近所や友人、知人とお互いに支えあい、助けあう) 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支えあい、助けあう)
こうじよ <b>公助</b>	公的な制度としての保健・福祉・医療等施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政で行う)

**本計画策定において、自助・共助の取り組みについては、住民座談会を通じて住民のみなさんに考えていただきました。**

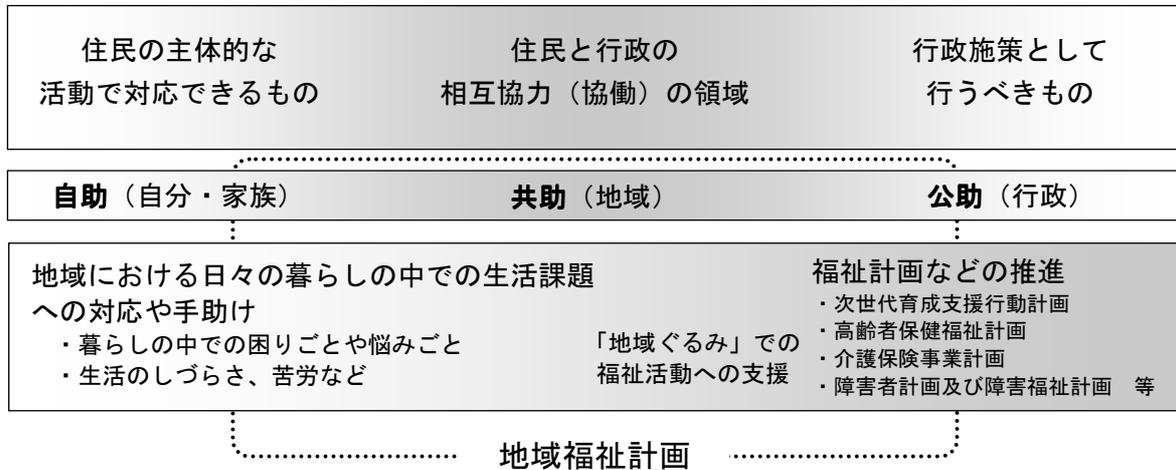
<暮らしのニーズ（日常的な生活課題）への「自助・共助・公助」対応イメージ>

**自助のみによる対応例**

**共助・公助による対応例**



＜「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係（イメージ）＞



### 社会福祉法

#### 第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

平成 12 年、それまでの「社会福祉事業法」は改正され、「社会福祉法」となりました。その際同法の目的を示す条文の中に「地域福祉」という言葉が使用されることになりました。そして同法では、関連する条文において「地域福祉」の推進などに関する考え方や施策の進め方などが明記されています。

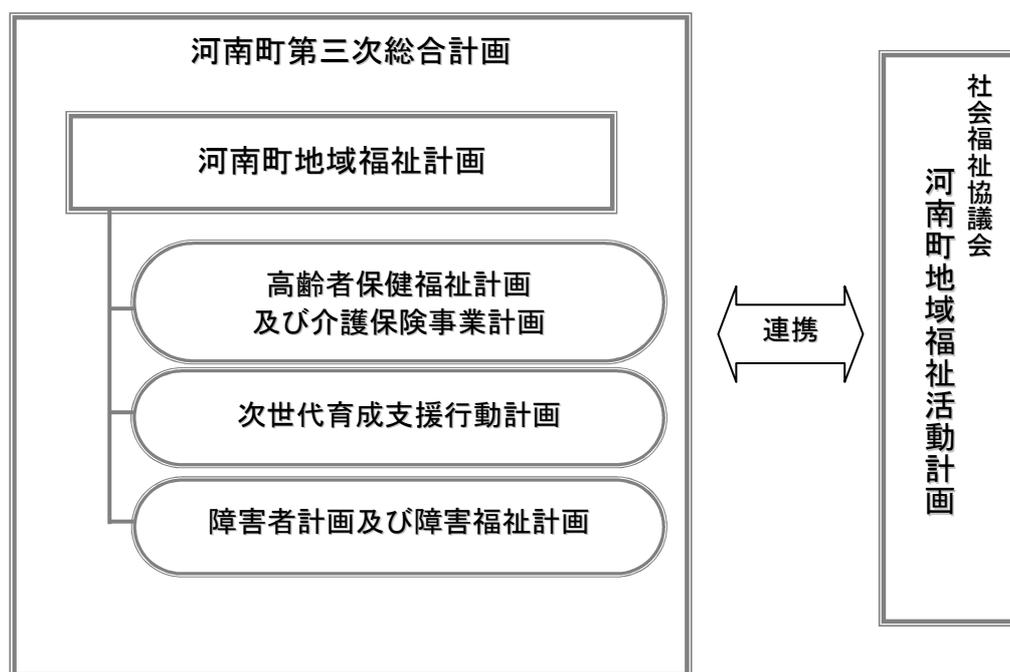
#### 第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正される中で、地域住民並びに社会福祉に関する活動を行うもの（地域ボランティア等）が、公的機関や社会福祉法人などとともに連携を図りながら、地域福祉の推進の重要な担い手とならなければならないことが明記されました。

### 3. 計画の性質

本計画は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画及び障害福祉計画における取り組みを総括するとともに、すべての住民を対象にした、地域福祉に関する幅広い取り組みに関する基本的な方向性を示す計画です。また、河南町社会福祉協議会における行動計画としての河南町地域福祉活動計画と相互に連携しながら地域福祉を進めていきます。



### 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度（2008 年度）から概ね 5 年間とし、変化する社会情勢への対応や、他計画との整合を図るため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

## 5. 計画の策定手法

### (1) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、平成 19 年 1 月に住民の福祉に関わる意識についてのアンケート調査を行いました。また、平成 15 年度に河南町社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果も資料として活用しています。

### (2) 住民座談会の開催

計画の策定にあたり、各地区ごとの課題を明らかにするため、「共に支えあい 助けあう地域づくり」をテーマとして、平成 19 年 12 月 2 日にワークショップ<sup>※</sup>形式での住民座談会を実施しました。

石川、白木、中村、河内、大宝地区の 5 グループで構成し、各地区の地区福祉委員をはじめとした住民を選出しました。(各グループ 10 人) KJ<sup>※</sup>法を用い、各グループにおいて地域課題やその解決策を整理し、地区ごとに発表を行いました。

「IV 施策の方向と展開」における住民や団体の取り組みは、住民座談会において住民のみなさんから自発的に提案された内容を集約し、掲載しています。

### (3) 河南町地域福祉計画策定委員会の開催

計画の策定にあたり、河南町地域福祉計画策定委員会を設置し、住民及び行政・保健・福祉・医療等関係者による協議を行いました。



## II 河南町の地域福祉の現状

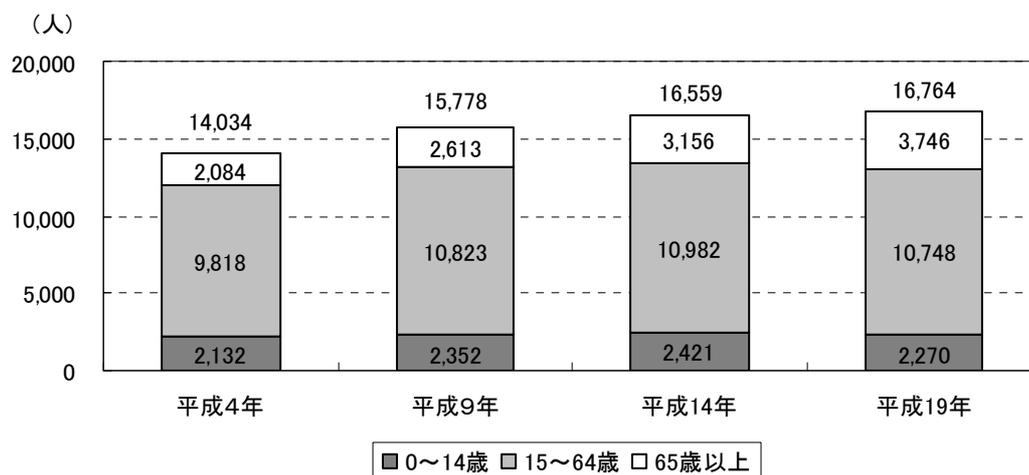
---

# 1. 統計にみる地域特性

## (1) 人口・世帯の動向

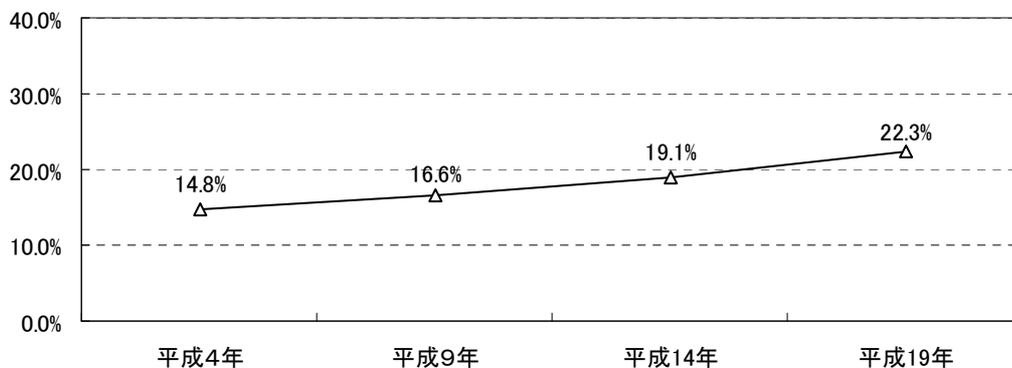
平成19年3月末時点の住民基本台帳によると、河南町の総人口は16,764人となっており、経年では増加傾向にあります。年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は平成14年までは増加していますが、平成19年には減少に転じています。一方で高齢者人口は平成19年で3,746人、高齢化率<sup>\*</sup>は22.3%となっています。双方とも経年で増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

【年齢3区分別総人口の推移】



資料：住民基本台帳各年3月末時点

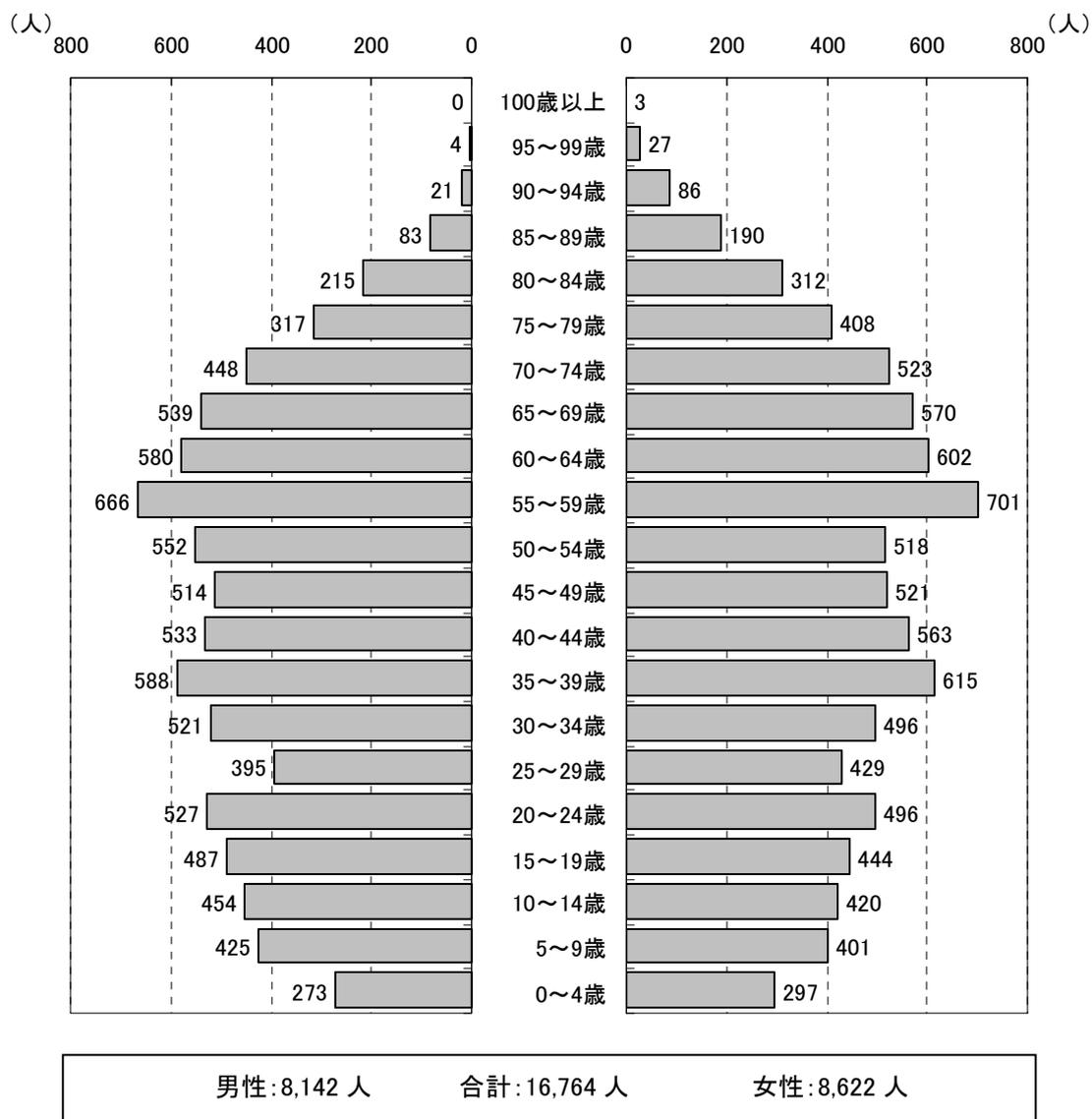
【高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳各年3月末時点

平成 19 年 3 月末時点の年齢・男女別の人口構成をみると、年齢別では団塊の世代となる 55～59 歳人口が最も多くなっており、男女別では、特に 70 歳代以降の年齢で女性の人口が多くなっています。

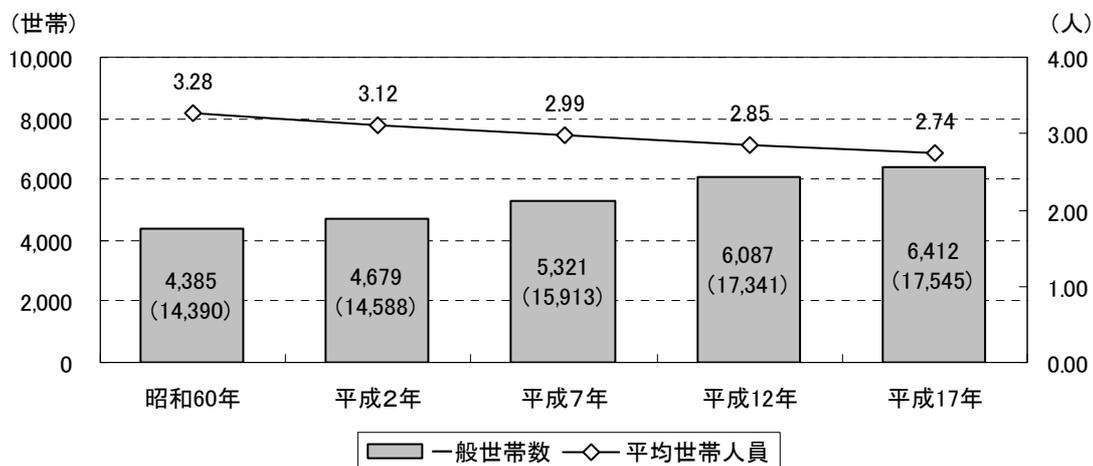
【平成 19 年 年齢・男女別人口】



資料: 住民基本台帳平成 19 年 3 月末時点

総世帯数については、平成17年で6,412世帯となり、経年で増加傾向にあります。1世帯あたりの人員数については減少傾向が続いており、平成17年では2.74人となっています。

### 【世帯構造】

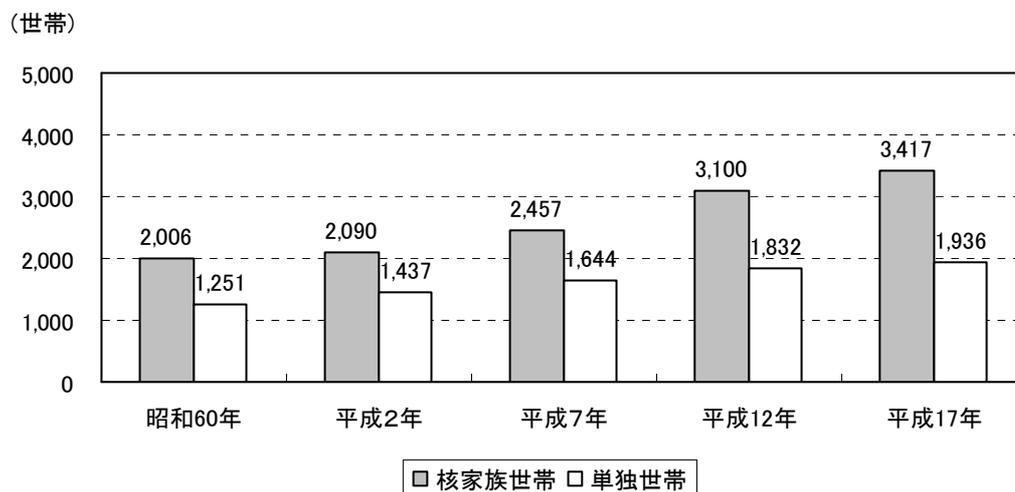


※括弧内は総人口

資料: 国勢調査

平成17年の核家族世帯は3,417世帯、単独世帯は1,936世帯となり、双方とも経年で増加していることから、核家族化をはじめとした家族形態の多様化がうかがえます。

### 【核家族世帯、単独世帯】



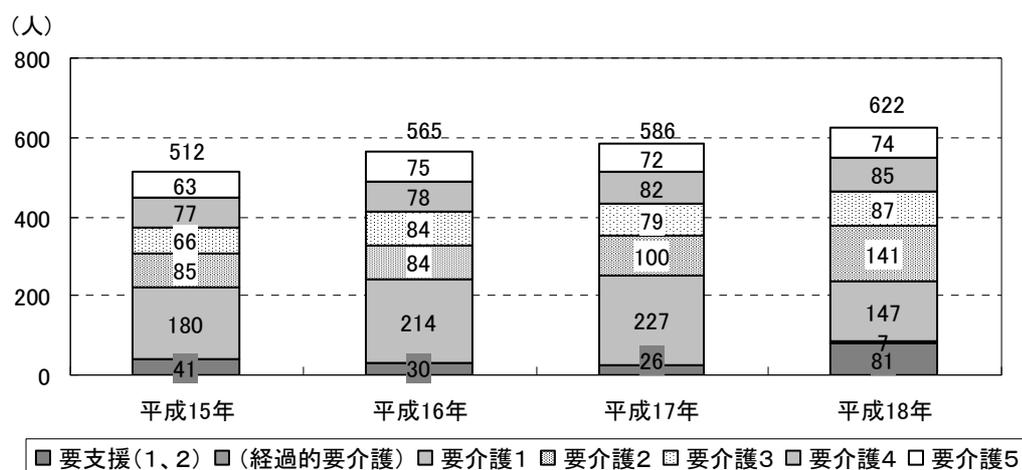
資料: 国勢調査

※世帯数に関しては、データの精度上、平成17年国勢調査結果を直近分として掲載しています。

## (2) 要支援者の状況

介護保険の要介護認定者の推移をみると、認定者数は増加傾向にあり、平成15年から平成18年までの4年間で110人増加しています。要介護度別にみると、平成17年までは要介護1の伸びが特に高くなっている一方で、要支援は減少しています。

【要介護（支援）認定者数の推移】

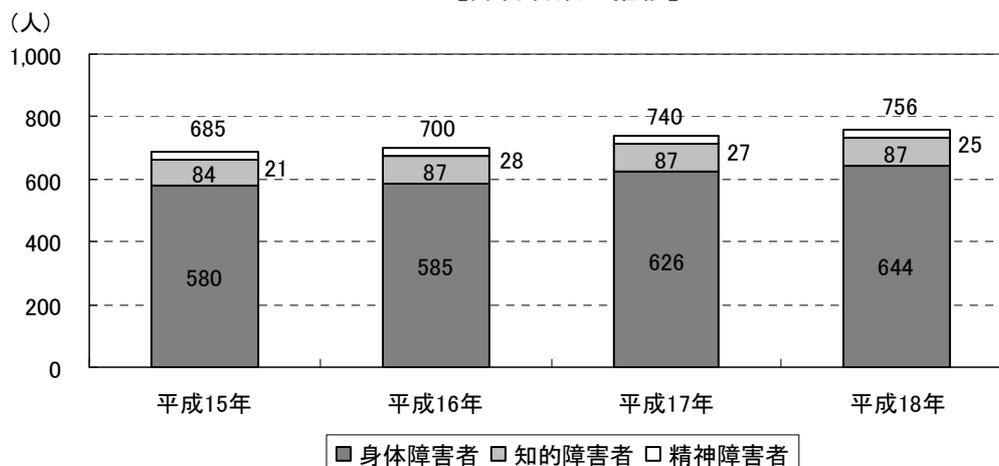


資料：高齢障害福祉課

※平成18年より要支援は要支援1及び2となり、経過的要介護が新設されています

各種障害者手帳\* 所持者数の推移をみると、手帳所持者は平成18年で756人となり、平成15年と比べて4年間で71人増加しています。特に身体障害者手帳所持者が増加しています。

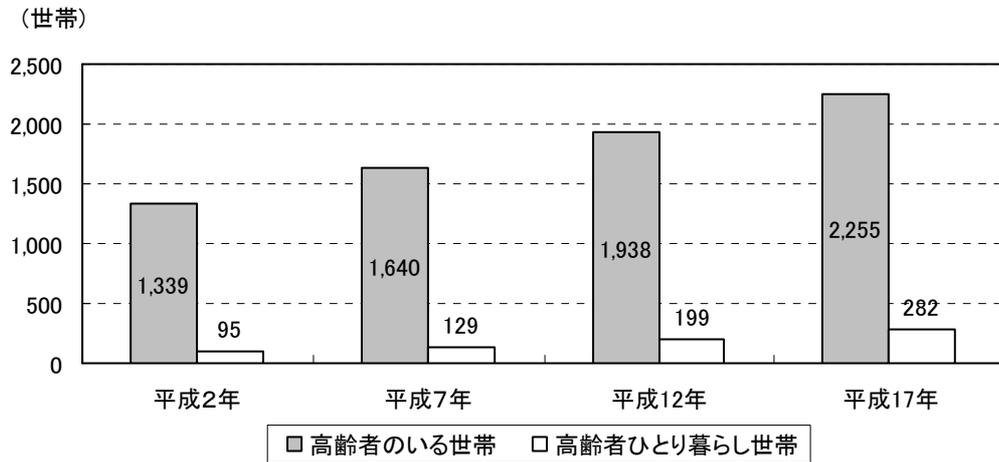
【障害者数の推移】



資料：平成19年 河南町障害福祉計画

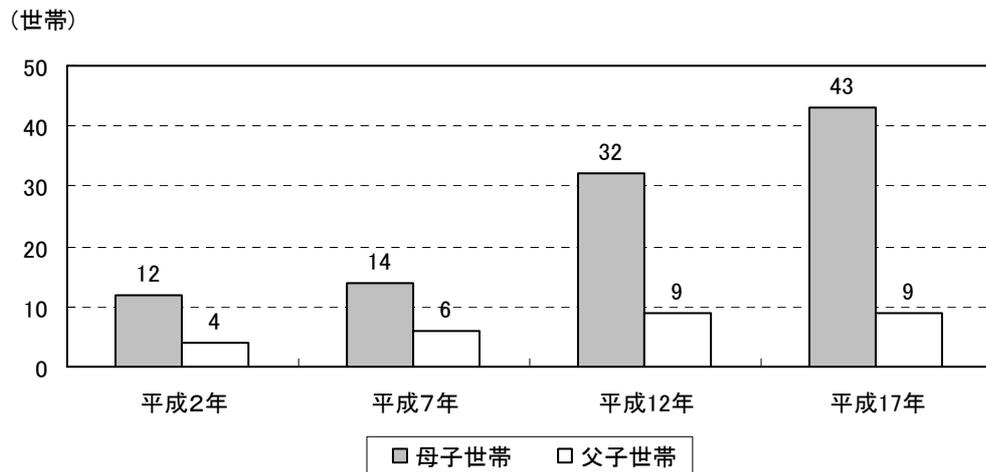
平成 17 年において、65 歳以上の高齢者のいる世帯は 2,255 世帯、高齢者ひとり暮らし世帯は 282 世帯となり、いずれも経年で増加傾向にあります。

【高齢者のいる世帯、高齢者ひとり暮らし世帯】



平成 17 年において、母子世帯は 43 世帯、父子世帯は 9 世帯となり、いずれも経年で増加傾向にあります。

【母子世帯、父子世帯】



## 2. 河南町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域社会において住民をはじめ、公私の社会福祉及び保健衛生などに関する専門家や専門機関、団体等の参加協力を得て、住民の福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人です。また、平成12年6月に改正された社会福祉法第4条及び第109条において位置づけられた団体として地域福祉の推進に努めるものです。

河南町社会福祉協議会は、昭和34年10月1日任意団体として発足し、昭和61年には法人格を取得、社会福祉法人の団体として活動をはじめています。行政と連携を取りながら地域福祉・在宅福祉の推進、調査研究並びに組織の拡充強化により住民の福祉意識向上を図っています。

### ■実施事業

事業	
●地域福祉・在宅福祉サービス事業	●貸付事業
・小地域ネットワーク活動推進事業	・大阪府生活福祉資金
・在宅給食サービス事業	・離職者支援資金
・移送サービス事業	・小口生活資金
・日常生活自立支援事業	・長期生活支援資金
・ひとりぐらし高齢者の集い	●相談事業
・福祉機器の貸し出し	・心配ごと相談所
●ボランティア事業	・いきいきネット相談支援センター
・ボランティアセンターの運営	●共同募金・歳末たすけあい運動
・河南ふれあいセンターの運営	●広報紙「社協かなん」の発行
・ボランティアスクールの開催	●地域交流サービス事業
・学童・生徒のボランティア活動普及事業	●各種団体事務局
●善意銀行運営事業	

### 3. 地域福祉に関わる主な団体等

#### (1) 地区福祉委員会

地区福祉委員会は、昭和 61 年度に石川、白木、河内、中村、大宝の各小学校区で結成されました。河南町社会福祉協議会の地区実践活動組織として各種関係団体の連絡調整を図り、協働してそれぞれの地区の実情にあわせた福祉問題に取り組むとともに、河南町社会福祉協議会の内部組織としてその事業に協力して地区住民の福祉を増進する活動を行っています。

#### (2) 地区・自治会

地区・自治会は、豊かで住みよい地域づくりを目指して、身近な地域の住民同士が相互に連帯し、地域における様々な問題の解決に取り組む任意の団体です。祭りやイベントなどの地域行事をはじめ、清掃活動や防犯、防災活動等、様々な活動を行っています。

#### (3) ボランティア・NPO 団体

ボランティア活動や NPO 活動は、地域に住む住民の方々が自主的に行う社会奉仕活動です。河南町社会福祉協議会のボランティアセンターに登録された、ボランティア連絡会に所属する団体については、以下の通りとなっています。各団体は、ボランティア連絡会を通じて情報交換や連絡調整を行っています。

##### ■ ボランティア団体一覧（ボランティア連絡会に登録のある団体。平成 19 年 4 月現在）

グループ名	人数	活動内容
わかば	9	心身障害者福祉作業所「わかば作業所」の作業及び諸事業の手伝い、「手をつなぐ親の会」の諸事業の手伝い、健康福祉まつりなどのバザー出店作品の製作
クローバー	9	在宅給食サービスの調理
ねむの木	8	在宅給食サービスの調理
つくし	11	在宅給食サービスの調理
あざみ	9	特別養護老人ホーム「菊水苑」にてボランティア活動及び諸行事に参加、「デイサービスセンター カナン」にてボランティア活動及び諸事業の手伝い
石川ボランティア	34	在宅給食サービスの調理 在宅給食サービスの配食・安否確認 敬老祝い品の配布・小ネット活動の協力(石川地区)

グループ名	人数	活動内容
てんとう虫	8	広報かなん、小説、童話、エッセー等の点訳
ささゆり	45	環境ボランティア 町内各所の美化活動と環境チェック 竹の伐採⇒竹炭として再利用 環境問題の学習
ひまわり	42	軽費老人ホーム「河南荘」の喫茶及び諸事業の手伝い
スマイル	10	町事業などの講演会・研修会等の託児ボランティア

#### (4) 当事者団体等各種団体

河南町社会福祉協議会が事務局を担当する各種団体は以下のとおりです。

##### ■河南町社会福祉協議会が担当する各種団体

団体	
河南町献血推進協議会	河南町手をつなぐ親の会
河南町高年者人材センター	河南町わかば作業所運営協議会
河南町老人クラブ連合会	河南町母子寡婦福祉会
河南町身体障害者協会	河南町介護者(家族)の会「さくらんぼ」
河南町遺族会	

#### (5) 民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれます。都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年です。また、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

主な職務は、住民の生活実態の把握、要支援者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力です。本町においても、学校区ごとに多数の民生委員児童委員が活動しています。

#### (6) コミュニティソーシャルワーカー\*

コミュニティソーシャルワーカーは、地域福祉に関わる様々な主体と連携し、支援を必要とするあらゆる人の地域生活支援に取り組むとともに、だれもが安心して地域で暮らせるようセーフティネットの構築を進めています。

## 4. 社会福祉資源について

### (1) 社会教育施設・社会体育施設等

地区	施設名
石川	河南ふれあいセンター
	石川スポーツ公園
白木	保健福祉センター
	中央公民館
	中央公民館図書室
	プール
	青少年スポーツセンター
	町民体育館
	テニスコート
	ぷくぷくドーム(総合体育館)
	やまなみホール
	グラウンド・ゴルフ場
	農村環境改善センター
中	農村活性化センター(道の駅かなん)
河内	かつらぎ自然の家
	総合運動場
大宝	大宝地区公民館

### (2) 老人・障害者福祉施設

地区	施設名
石川	障害者通所授産施設「あすかの園」
白木	(社)大阪府社会福祉事業団軽費老人ホーム「河南荘」
	特別養護老人ホーム「菊水苑」
	障害者入所更生施設「草笛の家」
中	特別養護老人ホーム「あんり」

### (3) 集会所

地区	施設名
石川	東山地区・老人集会所
	一須賀地区・老人集会所
	大ヶ塚地区・老人集会所
	山城地区・老人集会所
白木	寺田地区・老人集会所
	平石地区・老人集会所
	北加納地区集落センター
	南加納地区・老人集会所
	白木地区・老人集会所
	長坂地区・老人集会所
	今堂地区・老人集会所
	鈴美台1丁目・地区集会所
	鈴美台3丁目・地区集会所
河内	持尾地区集落センター
	弘川地区・老人集会所
	上河内地区・老人集会所
	下河内地区・老人集会所
	青崩地区集落センター
	さくら坂地区集会所
中	中地区・老人集会所
	馬谷地区・老人集会所
	芹生谷地区・老人集会所
	神山地区・老人集会所
	寛弘寺地区・老人集会所
大宝	大宝地区北集会所
	大宝地区・老人集会所

#### (4) 児童福祉施設・学校

地区	施設名
石川	石川小学校
	大阪芸術大学
白木	町立中学校
	白木小学校
	中央保育所
河内	河内小学校
	河内幼稚園
中	中村小学校
大宝	大宝小学校
	かなん幼稚園



(5) 公園

地区	施設名
石川	石川公園
	大ヶ塚公園
白木	鈴美台公園
	鈴美台南公園
	鈴美台西公園
河内	さくら坂南公園
	さくら坂北公園
	さくら坂中央公園
	白木山公園
	さくら坂南中央公園
	さくら坂南1号公園
	さくら坂南2号公園
	さくら坂南3号公園
	さくら坂南4号公園
さくら坂南5号公園	
中	なかむら公園
大宝	大宝西公園
	大宝中央公園
	ネオポリス公園
	大宝北公園
	大宝南公園
	大宝東公園
	大宝公園
	大宝3丁目東公園

## 5. 河南町における課題

本計画の策定にあたって実施した住民アンケート調査、関係団体等ヒアリング調査、住民座談会の結果をもとに地域福祉の推進に係る課題を整理すると次のようになります。

### (1) 住民の地域福祉への理解の促進

アンケート結果によると、高齢者を中心に住民の福祉意識は比較的高くなっています。住民と行政による共助の仕組みづくりについても、7割が共助ですべきと考えており、比較的多くの住民の理解が得られていると考えられます。今後も広報・啓発やサービスに関する情報提供を進め、住民の地域福祉への理解を促進していく必要があります。

住民座談会でのご意見

- ・ 少子高齢化、核家族化、就労環境の変化により地域から若い人が減り、高齢者が高齢者を支援せざるを得ない状態になっている
- ・ サービスや団体活動などの周知が十分にされていない
- ・ 障害者体験授業を中学校で行うなど、福祉教育の充実が必要

### (2) 地域活動団体の活性化

地域活動に参加している人は30～40代が多く、地区・自治会の活動のほかに、子ども会、PTA等が多くなっています。また、ボランティア活動の主な参加者の年代は40代以上となっています。住民が地域活動やボランティアに参加するためには、時間や収入、健康状態、生活状況などが充足していることが必要という意見が多くなっていました。

現在、町では社会状況の変化と少子高齢化が進み、地域活動参加者が減少するとともに、高齢化が進んでおり、退職高齢者や若年層などの参加促進による活動員の確保が地域活動団体の活性化のための重要な課題となっています。

地域で今後必要となる活動として、高齢者支援のさらなる充実とともに、子どもや障害者への支援の強化、小地域での見守り活動や防犯・防災等の安全対策などがあげられました。

今後も、地区福祉委員会活動を中心に小地域ネットワーク<sup>\*</sup>を構成するとともに、ボランティア等各種団体による支援と行政、河南町社会福祉協議会による支援と組みあわせ、住民の主体的な活動との協働により様々な地域課題に対応していく必要があります。

行政と地域活動団体、あるいは地域活動団体同士の連携を深め、地域全体で福祉力を高めていくことが大切です。

住民座談会でのご意見

- ・ ボランティア参加者が高齢化し、特定の人に限定されている
- ・ 若い人がボランティアの精神を持ってくれるようにする必要がある
- ・ 兼業農家が多く、高齢になってもボランティア活動への参加に結びつきにくい

### (3) 様々なネットワークづくり

#### ①住民交流・小地域ネットワーク

アンケート結果によると、現在は多くの人が、普段はたまに立ち話やあいさつをかわす程度となっていますが、今後隣近所との助けあいやつきあいを大切にしたいと考えています。

住民の日ごろからの交流を含めた助けあいは、地域福祉の最も基本的で重要な役割を果たします。現在、河南町では、高齢者に対する介護や安否確認、災害時対応や子どもの見守りなどを地域で支援することが必要であるという意見が多くあげられました。今後も、住民同士の交流の促進とともに、身近な地域でお互いに支えあう小地域ネットワークのさらなる整備が必要となります。

住民座談会でのご意見

- ・ 近所の人の名前、顔がわからない！コミュニケーションが希薄になっている
- ・ 近所の人と話す機会が少ない
- ・ 高齢者は家に閉じこもりがちで、人と話す機会が少ない
- ・ ひとり暮らし高齢者の人たちと交流、手助けがしたいが方法がわからない。個人情報保護も問題になっている
- ・ 旧地区と新興住宅地で住民の考え方に違いがある
- ・ 不審者と思われそうで、子どもたちに声をかけにくい

#### ②団体の相互連携、交流

地域には地区福祉委員会や地区・自治会、ボランティア団体、当事者団体等各種団体、民生委員児童委員など様々な団体が、地域の福祉力の向上に取り組んでいます。全町的な支援体制づくりや防災・防犯に関する取り組みなどが重要視される中、今後はより一層これら地域の団体が協力して地域課題の解決にあたる必要があります。団体相互の連携を促すとともに、河南町社会福祉協議会を中心とした組織的な活動を行っていくことが必要とされています。

住民座談会でのご意見

- ・防犯、防災について自治会、関係団体、民生委員児童委員等地域の連携が必要だが、十分にできていない
- ・登下校時の子どもの見守りを進めるには、学校、PTA、自治会及び関係団体で話しあうことが大切
- ・一年で役員が入れ替わるのが問題。各組織の横のつながりを強化することが大切
- ・色々な団体に声をかけてイベントをするとよいのでは

### ③相談・コーディネート※ 機能

アンケート結果によると、河南町は、自然が豊かで防犯面で安心できる反面、生活の利便性に対する配慮が全町的な課題となっています。また、各校区ごとの地域課題にもそれぞれの特徴があり、課題を見極め、適切な対応を行うことが大切となってきます。座談会からは、地域のニーズを把握して施策に活かせる仕組みづくりが大切であるという意見があがりました。地域課題の把握には、事業所、団体と共に相談内容を関係機関で共有できるネットワークを活用することが大切です。民生委員児童委員、地域団体、役場や河南町社会福祉協議会で相談支援を行うとともに、地区・自治会等との連携強化や、地域包括支援センターなど専門的な支援との連携強化を行っていく必要があります。

また、相談内容を関係機関で共有できるネットワークを構築し、集まった課題を適切に共有できる協議会の開催と、そこからの施策へと反映する仕組みをつくることも重要となっています。

住民座談会でのご意見

- ・集会所や公民館で悩みを聞く（話しあう）機会を設けるとよいのでは
- ・ひとり暮らし高齢者の実態がつかめない
- ・行政施策や地域活動の情報公開をもっと進めるべき
- ・地区の民生委員児童委員にもっと相談してほしい

#### (4) 福祉サービスの充実

福祉サービスのニーズは日々多様化しています。これからの福祉サービスは、行政や河南町社会福祉協議会、各種事業所による福祉サービス提供のみならず、地域の福祉力を活かし、地域全体で要支援者を支援することが必要となってきます。

福祉サービスの内容としては、移動支援や災害時支援、子どもの見守り等様々なニーズがあがっています。また、現在提供しているサービスの認知度に差がみられることから、今後一層の活動の周知とともに、サービス内容の充実に努めていく必要があります。また、地域の福祉ニーズを把握し、福祉サービスへと反映させていくことも大切です。

##### 住民座談会でのご意見

- ・ホームヘルパーの数が不足している。人員確保と質の向上が課題となっている
- ・地域活動に参加する際に交通の便がよくない。移動支援が必要となっている
- ・日ごろから隣近所で支えあう関係をつくっておくことが大切



### III 基本理念と基本目標

---

## 1. 基本理念

# 地域をつなぐ 思いやりの心が育む 温かいまち ～共助による 安全・安心の地域づくり～

地域福祉は、だれもが住み慣れた家庭や地域でいきいきと生活していくために必要不可欠なものです。住民自身が地域をよくしていくために、地域課題をみんなで解決し、またその過程で地域の良さを引き出していくことで、人と人、人と地域の「つながり」が生まれます。

河南町においては、少子高齢化の進行、高齢者世帯や核家族世帯も増え続けており、家族や地域において、この「つながり」が薄れはじめることが懸念されています。

これまであったはずの「つながり」や、地域に根付いていたはずの「あたたかさ」を取り戻すべく、一人ひとりに目を向け、地域の良さを引き出していく仕組みをつくることで、これまで以上に地域福祉が根付いた、心豊かな河南町をつくりあげていくことができると考えます。

この計画では、主体的な地域づくりへの参画を通して、一人ひとりが個人として自立しながらも、共に地域で生きていくために、地域のふれあい、支えあい、思いやりなどを育てていくことを目的とし、計画を推進していきます。

## 2. 基本目標

本計画では、基本理念を根底に据え、河南町の地域福祉計画を具体的に推進していくために以下のような3つの基本目標を掲げます。

### (1) 住民の地域福祉への参画促進

地域福祉は、一人ひとりが地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、地域に関わるすべての人の力で推進していくものです。そのためには、その地域の住民同士が個人の人権を尊重しあい、協働しながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要となります。福祉への関心・興味を持つことは、人権への配慮や福祉活動に参加することへの動機につながり、地域福祉を推進していくうえで大きな意味を持っています。河南町に住むすべての人が福祉への理解を深める機会を持ち、子どもから大人までが生涯を通じてお互いに思いやることができるよう、日ごろからの交流や見守りを大切にするとともに、福祉の心を育む教育・学習を推進し、福祉意識の醸成に努めます。

また、地域活動団体、事業者など地域福祉を担う人々の育成・発掘を進め、地域活動団体の活性化を図り、住民自身で地域福祉を支える風土づくりを行っていきます。

住民の積極的な地域福祉活動への参画を促進することで、住民同士が自然と助けあい、支えあえるまちづくりを目指します。

### (2) 地域課題の把握とコーディネート機能の充実

住民の生活課題を的確に把握できるよう、総合的な相談体制の整備や意識調査の実施に努めます。また、一人ひとりの生活課題やニーズを住民の地域福祉活動や福祉サービスなどの適切な支援へと結びつけるコーディネート機能を充実させます。

同時に、把握した地域課題の効果的な検討及び情報共有を進めるため、行政や関係機関、住民による協議体制の充実など、相互の密接なパートナーシップの構築に努めます。

地域の生活課題を住民自らが発見し、解決する支えあい、助けあいの仕組みを広げ、住民の手による福祉コミュニティ<sup>※</sup>づくりを目指します。

### (3) 安心して豊かに暮らせるまちづくり

住民が安心して豊かに暮らせるまちづくりを進めるには、だれもが福祉サービスなどの必要な支援を受けることができるとともに、地域のバリアフリー\* 化や充実した危機管理体制の構築などにより、生活環境を整えていくことが大切です。

地域には様々な実情や課題を持った人々が日々生活しています。これらの人々が自立した生活ができるよう地域全体の福祉力を活用し支えることが必要となります。住民一人ひとりが地域課題を自らの課題としてとらえることができるような取り組みを行っていくとともに、一人ひとりの多様な生活課題に身近な地域で適切に対応できるよう、必要なサービスが提供できる仕組みづくりを進めていきます。

また、近年災害や犯罪などが増加していることから、災害時への対応力を備えるため、住民と行政がお互いに情報共有をはじめとする連携を図り、緊急時対策や防犯体制の環境整備を進めます。同時に、バリアフリー化の促進等により、住民交流の活性化を進め住みやすい環境づくりに努めます。

## IV 施策の方向と展開

---

～施策体系図～

## 1. 住民の地域福祉への参画促進

(1) 福祉に関する理解と  
交流の促進

①福祉意識の醸成

②住民交流の促進

(2) 地域活動団体の活性化

## 2. 地域課題の把握とコーディネート機能の充実

(1) 地域課題把握の促進

(2) コーディネート機能の充実

## 3. 安心して豊かに暮らせるまちづくり

(1) 福祉サービスの適切な  
利用促進

①福祉サービスの充実

②苦情の解決・権利擁護の推進

③情報提供の充実

(2) 安全・安心で快適な  
生活環境づくり

①見守りネットワークの強化

②防犯・防災体制の強化

③バリアフリー化の推進

# 1. 住民の地域福祉への参画促進

## (1) 福祉に関する理解と交流の促進

### ①福祉意識の醸成

住民がお互いの人権を尊重し、人を思いやる心を持つことは、お互いに助けあい、支えあうことのできるまちづくりには不可欠であり、福祉意識が高まることではじめて住民の地域福祉活動への参加が進みます。

住民アンケートによると、河南町においては住民の9割が福祉に関心があると答えており、多くの住民が福祉について興味を持っていることがわかります。福祉に関する情報提供や人権啓発活動、学習の場づくりにより、福祉意識の高いまちづくりを進めていきます。

#### ■行政の取り組み（公助）

##### 福祉情報の積極的な提供

町全体の福祉意識の醸成を図るため、広報紙や町ホームページによる広報、パンフレットなどの啓発冊子の作成等を通じ、福祉に関する情報提供を積極的に行います。啓発冊子についてはなるべく戸別配布に努めるなど、一人ひとりの住民へと情報が行き渡るように配慮します。

##### 人権啓発活動の促進

お互いの人権を認めあう思いやりの心を育むため、人権に関する研修会、講演会の開催等を通じ、人権啓発活動を推進していきます。

##### 福祉学習の場づくり

健康福祉まつりをはじめとするイベント等による当事者との交流活動や福祉施設訪問、ボランティア体験、福祉労働体験等、生涯教育や学校教育の充実を図り、地域や学校における住民の福祉学習の場づくりに努めます。また、地域や学校における福祉学習が年代に関わらず生涯を通じて一貫して行われるよう配慮するとともに、住民参加型学習会の実施など、住民がより主体的に参加し、学べる環境づくりを進めます。

## ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

### 地域福祉に興味を持ち、積極的に理解を深める

#### 【自助】

- ・ 家族や友人などと人権や福祉に関して語りあう時間を大切にしましょう。
- ・ 福祉教育に関する勉強会や研修等へ積極的に参加しましょう。

#### 【共助】

- ・ 地域の施設や人材を活かし、人権教育や福祉教育に関する勉強会や研修、講習会の開催や施設見学、体験学習会などを実施し、身近な福祉の問題について考え、理解する場を設けていきましょう。

## ②住民交流の促進

地域福祉を推進していくためには、住民がお互いに交流を深め、地域の問題を地域のみならずで協力して解決していこうとする意識が必要です。

近年、核家族化や社会状況の変化により地域のつながりが希薄化している状況がみられ、「向う三軒両隣」の意識が薄れつつあります。住民アンケートでは、河南町の住民の近所づきあいの状況は、あいさつか立ち話をする程度の人が7割となっていますが、多くの人が隣近所の助けあいやつきあいを大切にしたいと考えています。

住民の交流を深めるには、身近な地域で住民同士が話しあえる場づくりを進めていくとともに、隣近所同士でのあいさつや声かけ運動など、できることからつながりづくりを広げていく必要があります。すべての住民が気軽に参加できる交流の場づくり等を通じて、住民同士の交流を促進し、身近な地域で支えあえる関係づくりを進めます。

## ■行政の取り組み（公助）

### 住民の交流促進

河南町総合保健福祉センターをはじめ、公民館や地区・老人集会所などにおいて、住民の交流の機会の確保を図るとともに、健康福祉まつり等のイベントや地域行事の開催及び開催支援に努めます。また、広報など様々な機会を通して声かけやあいさつ、近所づきあい、見守りなどを大切にしていっていき気運を高めます。

### 世代間交流の促進

年齢や障害の有無などに関係なく、あらゆる人々が交流し、高齢者や障害者にとっては生きがいづくりに、子どもにとってはすこやかに育つ社会性や協調性を養うことにつながるよう、学校や地域において、高齢者の知恵や技能を活用した交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動、親子のふれあいの場の増加など、全世代的な交流活動を促進します。

## 社会参加の促進

ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て中の親など、地域において孤立しやすい人々が、孤独感の解消や生きがいがづくり、健康づくり、介護・認知症の予防となるよう、社会参加でできる機会の拡充に努めます。

### ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

#### 日ごろからのつきあいを大切にし、進んで交流の場に参加する

##### 【自助】

- ・ 積極的にあいさつをして、日ごろから隣近所とのつきあいを大切にしましょう。
- ・ 回覧板を回す際には声をかけるなど、身近な交流の機会を大切にしましょう。
- ・ 子どもと共に地域行事に参加するなど、親子のふれあいの機会や世代間交流の機会を設けましょう。

##### 【共助】

- ・ 高齢者や障害者も気軽に参加できるような地域行事を企画し、地域全体での交流が広がるような取り組みを進めましょう。
- ・ 高齢者をはじめ、子育て中の親や子どもたちが交流できるようなサークル活動やサロン活動の充実に努め、誘いあって積極的に参加しましょう。
- ・ だれもが気軽に集まれる場として、事業所や地区・老人集会所などを広く開放するとともに、空き店舗や空き家、空き教室等を活用した地域活動の拠点づくりを進めましょう。

## （２）地域活動団体の活性化

地域福祉を進めるうえでの主役は住民であり、まちづくりへの住民の参画は必要不可欠なものです。

河南町においては、小学校区ごとに地区福祉委員会が設置されており、地区・自治会や青年団、老人クラブ、子ども会等といった様々な活動を行っているほか、NPO・ボランティア団体、当事者団体、民生委員児童委員等が活動し、地域福祉の重要な役割を担っています。

住民アンケートでは、地域活動に参加している人は住民の3割、ボランティア活動は1割となっています。また、活動に参加できない理由としては、仕事で忙しい、時間がないことが多くあげられていました。

進行する核家族化や少子高齢化等、社会状況の変化を受け、これまで地域活動に携わってきた住民の高齢化が進むとともに、要支援者が増加し、今日では住民同士で支えあうことがより必要とされています。団塊の世代の大量退職を受け、地域活動へ積極的に参加してもらう仕組みづくりを進めるとともに、地域づくりに意欲を持った人材の育成をはじめ、住民の福祉活動をより活性化させることが求められます。

## ■行政の取り組み（公助）

### 地域福祉に係る人材の確保

地域福祉活動の活動状況の広報や地域福祉に関する啓発を進め、活動に関わる人材の確保に努めます。

### 地域活動団体への支援

地区福祉委員会、ボランティア・NPO 団体、当事者団体等各種団体をはじめとする地域活動団体の活動状況の広報や活動のコーディネート、公共施設等活動の拠点づくり及び既存施設のバリアフリー化の整備促進、福祉関連情報の提供など、団体活動の活性化へ向けた支援に努めます。

### 地域活動団体間の連携強化

地域課題の解決を地域全体で図るため、地区福祉委員会や地域ケア担当者会議等の各種協議会や連絡会、検討会の開催などにより、地域福祉活動団体相互の協力・連携体制づくりを支援し、活動団体間のネットワーク形成に努めます。

### 河南町社会福祉協議会との連携強化

河南町社会福祉協議会を、地域福祉を推進していくうえでの中心的な組織として位置づけ、地域の福祉活動を推進していくため相互に連携を図っていきます。

## ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

### 地域活動に積極的に参加する

#### 【自助】

- ・ 地域の一員として、地域活動に積極的に参加・協力していきましょう。
- ・ ボランティア養成講座など、地域活動に関わる研修会の参加に努めましょう。
- ・ 若年者や定年退職者等の地域活動への参加を進める、家族で活動に参加する、参加者は家族や友人などを誘うなど、みんなで誘いあって地域活動への参加を進めましょう。

#### 【共助】

- ・ 地域活動の拠点としていつでも活用できるよう、地区・老人集会所などを広く開放しましょう。
- ・ 積極的に他の地域活動団体との交流や連携を図り、情報交換や意見交換を進めていきましょう。
- ・ 必要とされる地域活動を積極的に立ちあげていきましょう。
- ・ 福祉活動に関する助成金などを積極的に活用していきましょう。
- ・ ボランティア養成講座の開催など、地域活動に関わる研修会の開催に努めましょう。
- ・ 地域活動や、地域行事を通じた参加勧奨などに努めましょう。
- ・ まずは興味の持てる活動から参加してもらうなど、気軽に参加できる雰囲気づくりを進めましょう。

## 2. 地域課題の把握とコーディネート機能の充実

### (1) 地域課題把握の促進

地域における要支援者を把握したり、地域課題をみつけるためには、各種相談機能の充実とともに、日ごろからニーズを把握しやすい体制づくりを進めることが大切です。

河南町における福祉の相談窓口は、担当課窓口をはじめ、地域包括支援センター、子育て支援センター、河南町社会福祉協議会、在宅介護支援センター、福祉サービス提供事業所等があげられます。また、地域においては民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等の相談員が、地域課題を発見し適切な支援へとつなぐ役割を果たしています。

福祉サービスが多岐にわたり複雑化している中、身近な地域において気軽に利用できる相談窓口が求められています。事業所をはじめ、民生委員児童委員や河南町社会福祉協議会を中心とした各種地域福祉活動団体等との連携のもと、効果的なニーズの把握に努めます。

#### ■行政の取り組み（公助）

##### 相談窓口の充実

担当課窓口をはじめとする相談窓口において、その周知に努めるとともに、適切な相談に応じることのできるよう専門職の配置や研修の開催などにより、職員の資質向上を促進します。

##### 地域における課題把握の推進

民生委員児童委員やコミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化し、地域における身近な相談体制づくりを推進します。また、小地域ネットワーク活動による日ごろからの見守り活動をはじめ、「高齢者虐待防止ネットワーク」や「子育てネットワーク河南」等のネットワーク活動を通じて、地域において援護を必要とする人の的確な把握に努めます。

##### 意識調査活動の実施

地域の福祉活動団体との日常的な交流を深めることに努めるとともに、アンケート等による住民意識調査を実施するなど、適切な住民意識の把握に努めます。

## ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

### 地域課題の把握に努め、相談窓口を積極的に活用する

#### 【自助】

- ・生活上での不安や悩み、困りごとの相談などに、家族や近隣で積極的に応じましょう。
- ・広報やホームページ等を利用して、日ごろから各種相談窓口の把握に心がけましょう。
- ・不安や悩みがある場合には、ひとりで悩まずに各種相談窓口や相談員を積極的に活用するよう心がけましょう。

#### 【共助】

- ・団体活動や小地域ネットワーク活動への参加を通じ、地域課題把握に積極的に協力していきましょう。

## （２）コーディネート機能の充実

地域課題やニーズに対して適切な対応を行うためには、行政や河南町社会福祉協議会、地域活動団体及び住民がお互いに連携しながらその解決に向けて協議・検討するなど、全町的な対応を行うことが大切になってきます。発掘した地域ニーズに対し、だれもがふさわしい支援へとスムーズにコーディネートできる体制づくりを進めるとともに、新たな課題や重要な課題に関しては関係機関が連携・協議を行い、その解決に向けて尽力し、さらに情報の共有を図ることが重要となってきます。

## ■行政の取り組み（公助）

### 協議体制の充実

全町的な対応で課題の共有や解決が行えるよう、地区福祉委員会や地域ケア担当者会議等の各種協議会や連絡会、検討会等の関係機関の協議及び情報共有の場の充実に努めます。また、大学等の学術機関をはじめ、地域内の様々な機関と連携し、幅広い見地からの協議体制の充実に努めます。

### コーディネート機能の充実

相談窓口から内容に応じて専門機関へとスムーズにコーディネートのできる庁内体制の充実に努めます。また、職員のだれもがニーズに対してふさわしい支援が行えるよう、相談窓口と福祉サービスの周知をはじめ、ケアマネジメント体制の確立やボランティアコーディネーターの確保など、コーディネート機能の充実に努めます。

## ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

### 地域資源を活用し、みんなで課題解決へ取り組む

#### 【自助】

- ・ 自分たちでできることは自分たちで解決する自助・共助の意識を持ちましょう。
- ・ だれもが地域課題を適切な支援機関へとコーディネートできるよう、学習に努めましょう。
- ・ 協議会などへ参加を求められたときは積極的に協力していきましょう。

#### 【共助】

- ・ 地域の協議会などを積極的に開催していきましょう。
- ・ ボランティアコーディネーターなど、コーディネート機能の充実に努めましょう。
- ・ 地域活動団体同士の情報共有や連携を深めましょう。

### 3. 安心して豊かに暮らせるまちづくり

#### (1) 福祉サービスの適切な利用促進

##### ①福祉サービスの充実

地域の支えあい、助けあいを推進することはもちろん重要なことですが、そのためには一人ひとりが自立することが大切な要素となります。これからの福祉サービスは、利用者自らが必要なサービスを選択していくという主体性を尊重した支援が基本となり、加えてそれらのサービスが容易に利用できる環境を整えることが必要となります。

河南町における各福祉サービスは、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障害者計画及び障害福祉計画などの個別計画に基づいて進められています。そしてこれらの計画の中では、いずれも地域福祉の視点が重要なものとして位置づけられています。また、今後は高齢者に対する支援と同時に、育児支援や精神障害、発達障害など、現行制度の狭間にあたり、支援が十分に行き届いていない対象者に対して積極的に対応していくことも必要とされています。

今後の福祉サービスの充実にあたっては、河南町社会福祉協議会や事業者をはじめ、地域活動団体等との連携を図り、福祉サービスの質の向上や、地域との協同による幅広いサービス提供に努めます。

##### ■行政の取り組み（公助）

###### 福祉サービスの質の充実

広報等を利用し、住民や事業者に対して福祉サービスに関する情報の提供に努めます。また、河南町社会福祉協議会や大阪府との連携のもと、福祉サービス提供事業者に対し研修会や第三者評価事業\*を行う等、より質の高い福祉サービスの提供を進めます。また、必要に応じた福祉サービス事業者の参入促進を図ります。

###### 多様な主体による福祉サービスの促進

多様化する福祉ニーズに対して、行政やサービス事業者における公的サービスをはじめ、地区福祉委員会、ボランティア団体等の地域住民活動と連携することで、公的サービスの補完や新たなサービス開発などを促進し、地域全体で要支援者を支える柔軟な福祉サービスの提供に努めます。

## ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

### 地域全体での福祉サービスの充実

#### 【自助】

- ・ 福祉サービスを利用する際には、情報入手に努めるとともに、福祉ニーズの発信に努めましょう。
- ・ 福祉サービスを利用する際には、利用者としてのマナーにも心がけましょう。

#### 【共助】

- ・ 団体活動等を通じ、福祉サービスを補完する活動に積極的に協力しましょう。
- ・ 住民と福祉サービス提供者は、地域の会合や施設見学など、互いの行事への参加を通じて信頼関係を築くとともに、協力しあいながら地域における福祉サービスの質を高めていく仕組みづくりを進めましょう。
- ・ 福祉サービス提供者は、地域において不足している福祉サービスの実施・創出など、新しいサービスを積極的に開拓するとともに、内部研修の実施や外部研修へ積極的に参加し、見識の向上を図りましょう。

## ②苦情の解決・権利擁護\* の推進

これからの福祉制度のあり方は、利用者自らが必要なサービスを選択していくという主体性の尊重と、自立への支援が基本となってきます。

このため、福祉サービスを利用するうえで弱い立場にある利用者が、福祉サービス提供者に対して苦情を申し出る仕組みや、判断能力が不十分な利用者の権利を保障する制度等が整備され活用されることが必要となります。

今後、利用者保護のための制度として、成年後見制度\*をはじめ、河南町社会福祉協議会で実施している苦情解決制度\* や日常生活自立支援事業\* を十分に活用できるよう、広く住民に制度を周知し、利用を促進していく必要があります。

苦情解決制度や日常生活自立支援事業、成年後見制度などの福祉サービス利用者の権利を守るための制度の周知・普及を図り、利用促進への支援を行っていきます。

## ■行政の取り組み（公助）

### 苦情の解決

住民から福祉サービスの利用にあたっての苦情等の情報が寄せられた時には、速やかに対応します。また、福祉サービスの利用者に苦情解決制度を周知するとともに、福祉サービス事業者に対する苦情解決の啓発を進めます。

#### 権利擁護の推進

サービスを必要とするすべての人が支援を受けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について周知・啓発に努めます。また、関係機関と連携し、虐待防止体制の充実に努めます。把握した個人情報はその守秘義務の遵守に努めます。

#### ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

#### 権利擁護の意識の高揚

##### 【自助】

- ・ 苦情相談窓口を積極的に活用するよう心がけましょう。
- ・ 福祉サービス提供者と対等な契約関係であるという認識を持ち、情報収集を心がけましょう。不利益を被っている場合は、関係機関に相談するよう心がけましょう。
- ・ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についての知識を身に付け、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。
- ・ お互いのプライバシーを尊重し、大切にしましょう。

##### 【共助】

- ・ 福祉サービス提供者において、福祉サービス利用者からの苦情があった場合には、地域における福祉サービス事業者の質の向上に向けた責務として、その解決に向け真摯に対応しましょう。
- ・ 福祉サービス提供者において、苦情解決のための第三者委員の求めがあった場合には、公正な立場で積極的に関与しましょう。
- ・ 福祉サービス提供者において、人権尊重の意識を持ち、あらゆる状況や立場の人たちに思いやりを持って接するよう心がけましょう。
- ・ 個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守りましょう。

### ③情報提供の充実

社会福祉基礎構造改革<sup>\*</sup>により、利用者が福祉サービスを選択する時代へと変わりつつあります。こうした状況のもと、サービスの種類や提供者は多様化しており、利用者が多くのサービスの中から自分に最も適したサービスを選択できるよう効果的な情報提供体制の整備が求められています。

まちの情報提供手段は主に広報紙とホームページとなっています。福祉サービスの情報については、情報を求める側と発信する側双方のマッチングを行い、相互で情報が共有できることが大切です。情報の共有が効果的に機能していないと、サービスを受ける必要や資格があるにも関わらず、そのサービスに関する情報が十分に周知されていないため、本当にサービスを必要とする人が利用できないといった場合も考えられます。様々な媒体を使用した情報提供体制の充実や、身近な地域において必要な情報が入手できるよう、情報ネットワーク体制の整備を進めていきます。

#### ■行政の取り組み（公助）

##### 広報紙、ホームページなどによる情報提供の充実

広報紙やホームページ、リーフレットの作成等を通じて、福祉サービスや地域活動等の情報提供を行います。また、サービス利用者の自己選択を支援するため、サービス事業者の自己情報開示についても積極的に行うよう働きかけます。

##### わかりやすい情報提供の推進

情報提供の際には、大活字や点字などの活用、多言語への対応など、ユニバーサルデザインに配慮することでだれでもわかりやすい情報提供に努めます。また、ホームページを利用した情報提供を強化し、速報性のある情報提供や住民との相互の情報共有を進めます。

#### ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

##### 積極的な情報の把握

###### 【自助】

- ・ 行政等から提供される情報については、必ず目を通し、情報の把握を心がけましょう。同時に、行政窓口を訪ねるなど、必要とする情報を自ら積極的に収集するよう心がけましょう。
- ・ どのような情報を必要としているのかというニーズを積極的に発信しましょう。
- ・ 回覧板などを利用し、住民同士で必要な情報の伝達や共有を図っていきましょう。

###### 【共助】

- ・ 地域福祉に関わる問題や地域活動団体についての情報提供に努めましょう。
- ・ 地域福祉に関わる問題について情報交換や意見交換ができる場を設けましょう。

## (2) 安全・安心で快適な生活環境づくり

### ①見守りネットワークの強化

地域の中には、様々な人々がそれぞれに悩みや不安を抱えて生活をしています。地域の中で1人では生活が難しい要支援者の支援や、地域での子どもの見守り、高齢者や児童の虐待防止など、様々なことが必要となっています。地域の中での見守りによるネットワーク活動を通じ、様々な問題を抱える人たちを早期に発見するとともに、住民同士の共助の意識で支えあうことが大切です。見守り活動などで積極的に関わりを持つことにより、悩みや問題を抱えた人が地域から孤立することを防ぎます。登下校時の子どもたちの安全確保に努めるなど、地域全体での見守りネットワークづくりを推進します。

#### ■行政の取り組み（公助）

##### 虐待の早期発見・早期解決

高齢者や児童等の虐待問題に対して、行政や警察、民生委員児童委員、事業所や関係団体等による高齢者の虐待防止ネットワークの構築や、要保護児童対策地域協議会「子育てネットワーク河南」における児童虐待防止ネットワークを活用し、早期発見と早期解決に努めます。

##### 見守り活動の充実

河南町社会福祉協議会や地区福祉委員会等との協力のもと、見守り活動のネットワークの構築・展開に向けて情報提供や啓発活動などにより、関係団体を支援します。

#### ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

##### 隣近所の住民に興味を持ち、見守り活動を深める

###### 【自助】

- ・ 隣近所であいさつをかわし、日ごろから近所づきあいを大切にしましょう。
- ・ ひとり暮らし高齢者の日常の困りごとに対する助けあいを大切にしましょう。
- ・ 隣近所での声かけ運動や見守り活動などに積極的に参加していきましょう。

###### 【共助】

- ・ 見守り活動を充実させるため、各種団体等で情報の共有や連携の強化を図りましょう。
- ・ 見守りネットワークの構築・活用を図っていくことを話しあう場を設けましょう。
- ・ 見守り活動を通じて要支援者の連絡網を作成し、緊急時も含めた支援体制づくりを進めましょう。
- ・ 子どもたちと交流を深めながら、交通安全街頭指導や防犯のためのパトロール隊を結成し、登下校時の見守り活動を行いましょ。
- ・ 虐待を未然に防ぐための見守り活動に努め、問題の早期発見・解決を図りましょう。

## ②防犯・防災体制の強化

近年、大規模な自然災害の発生がみられるようになり、地震や台風などによる被害が増加しています。山間部をかかえる河南町は土砂災害の危険区域が多くあり、隣近所で見守り、助けあうという地域防災が必要となっています。

地域には様々な人々が生活しており、寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者、障害者などは、災害や緊急時の避難の際に特に支援が必要となります。災害はいつ、どこで発生するかわからない一方、日中は地域に若い世代が少なく、高齢者のみとなっている地域もみられることから、各時間帯に応じた避難体制をつくっていくことが重要になります。迅速な避難のためには、避難場所の周知とあわせ、避難訓練への参加を促進するなど、防災意識の高揚に努める必要があります。

また、最近では高齢者などを狙った悪質商法や子どもの犯罪被害等が頻発していることから、近隣住民同士の交流や見守り、声かけを通して日ごろからのつながりを強めるとともに、防犯や災害発生時に対応できる地域づくりを進めていく必要があります。

住民や地域活動団体等と連携し、防災・防犯体制の充実等、安心して暮らすことのできる生活環境の整備を図ります。

### ■行政の取り組み（公助）

#### 防災活動の充実

住民の防災意識を高めるため、広報や防災マップの活用を通じて、防災意識高揚のための啓発や、災害危険区域や避難場所、避難経路の周知に努めます。また、防災行政無線等の充実を図るとともに、土砂災害、風水害、地震に備えた防災マップの作成に努めます。同時に、ホームページを利用することで、即時性のある災害情報の提供に努めます。

#### 住民との連携による防災体制の充実

災害時マニュアルの作成等により、災害時における要支援者の把握及び支援を地域全体で協力して行える体制整備に努めます。また、地区・自治会での自主防災組織の育成・推進や、ボランティアセンターとの連携による災害ボランティアの整備、社会福祉協議会との連携を進めるなど、住民との協働により地域の防災体制の強化を図ります。

#### 防犯活動の強化

防犯に関する意識を高めるため、各種防犯講習会の開催等の啓発活動を行います。また、広報の活用による情報提供をはじめ、「かなん安全・安心メール」や大阪府警による「安まちメール」等を活用した即時性のある情報提供に努めます。

#### 住民との連携による防犯体制の強化

青色回転灯防犯パトロールなどの小地域ネットワーク活動をはじめ、社会福祉協議会との連携を進め、地域の見守り活動をはじめとした防犯体制の強化を図ります。

## ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

### 防犯・防災への取り組みを進める

#### 【自助】

- ・ 不審者をみたら通報するよう心がけましょう。
- ・ 日ごろからの防災に関する情報収集に努めるとともに、災害危険箇所の相互通報に心がけましょう。
- ・ 避難場所や防災設備を確認しておきましょう。
- ・ 地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ・ 悪徳商法等防犯に関する情報の共有を図り、被害に遭わないよう呼びかけましょう。
- ・ 「子ども 110 番」に登録したり、「かなん安全・安心メール」や大阪府警による「安まちメール」を活用するよう心がけましょう。
- ・ 日ごろから地域の中で人間関係を深め、緊急時の支援を依頼しておくよう心がけましょう。

#### 【共助】

- ・ 声かけ運動や地域における防犯パトロール活動の実施、子どもの登下校にあわせて散歩するなど、地域の中で自主的な防犯活動を進めましょう。
- ・ 防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、防災教室の開催や避難訓練の実施、自主防災組織の立ちあげなど、地域の自主的な防災活動を進めましょう。
- ・ 災害時や緊急時における要支援者の把握を行いましょう。

## ③バリアフリー化の推進

だれもが住み慣れたまちで安心し、自立した生活を送っていくためには、社会参加を妨げる障害を取り除く必要があります。

通院や買い物等の日常的な外出時において、十分な移動手段を持たない高齢者が多くなっています。少しでも気軽に外出できる機会が増えるように、コミュニティバスなどにより移動手段を確保するなど、移動支援の充実が求められています。

公共施設については、高齢者や障害者などの意見を取り入れた、利用しやすいトイレや駐車場などの工夫が望まれています。地域では、照明が少ない、道が狭い、あるいは点字ブロックや音響式信号機が少ないなど、バリアフリー化の遅れが指摘される地区もあります。標識やミラー、歩道のない道路については、交通量が多い朝夕に通学する子どもたちの安全が心配されています。

生活環境の充実、住民の交流を進めるために、また、住みやすい安全な地域づくりを進めるために大切となります。バリアフリー環境、交通環境の整備により、だれもが暮らしやすい地域づくりに努めます。

## ■行政の取り組み（公助）

### 移動環境の充実

各種福祉サービスにおける移動支援サービスの周知と適切な利用を促進します。また、町内及び近隣市街地へのバス運行の増便や運行時間の延長、バスのバリアフリー化の働きかけに努めるとともに、住民の協力のもと、コミュニティバスや乗りあいバスなど、交流会や講演会、イベント時の送迎の仕組みづくりを検討します。

### バリアフリー化の推進

公共施設のバリアフリー化や、地域福祉活動の施設などのバリアフリー化を促進します。

## ■住民や団体の取り組み（自助・共助）

### みんなで協力してバリアフリー化を進める

#### 【自助】

- ・ 交通機関や駐車場を利用する際には、基本的なマナーを守り、高齢者や障害者の利用を妨げないようにする、点字ブロックのうえや狭い通路に障害物を置かないなど、バリアフリーに対する理解を深めましょう。
- ・ 公的な移動支援サービスに関する情報を積極的に入手するよう心がけましょう。
- ・ 公共施設や道路について、日常生活で危険や不便を感じる箇所の情報を行政に向けて発信しましょう。

#### 【共助】

- ・ 家族が送迎するなど移動する際には互いに協力しあいましょう。
- ・ 地域行事の開催時などは、地域の住民相互による送迎を行うなど協力しあいましょう。
- ・ 住民が維持管理を行っている施設については、手すりの設置や段差の解消などバリアフリー化を進めましょう。
- ・ 学習会などを開催し、バリアフリーに対する理解を深めましょう。



## V 計画の推進体制

---

## 1. 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で助けあえる地域社会を実現させていくには、行政だけの取り組みでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域で活動するボランティア、NPO、当事者団体等各種団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

### (1) 住民、地域活動団体の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。一人ひとりが自らの地域で起こっている様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話しあい、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域活動に積極的に参加していくことが求められています。

また、地域活動団体は、地域で様々な福祉活動を行っている他団体と連携を図り、活動内容の充実により、多様化する地域の福祉ニーズへの対応を図る役割が求められています。

### (2) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。今後も、「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。また、福祉サービスの利用対象とならない人や、サービスが必要にも関わらず利用意思の低い人への対応をはじめ、虐待や暴力、ホームレス等の問題を抱えている人の発見、現在の公的な制度では解決できない不安や孤独、孤立、引きこもりなど心の問題を抱えている人への気づきなど、それらの人々に対する相談・支援が期待されています。

### (3) 社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、ボランティア体験や様々な方々との交流など福祉教育の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出、住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などに努めることが求められています。

### (4) 河南町社会福祉協議会の役割

河南町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担います。住民や地域活動団体等との話し合いの機会を持ち、地域福祉推進の先導役を果たすこととなります。

同時に、組織の充実及び機能強化をはじめ、地域の様々な課題・ニーズに即した事業の展開と対応を図ります。

### (5) 行政の役割

行政は、地域の福祉力の向上を目指して、住民や関係団体等の自主的な取り組みを促すとともに、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、様々な団体や組織の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援に努めます。

## 2. 計画の公表及び評価

### (1) 計画の公表と活用

ひとりでも多くの住民に本計画の理念や視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報紙、ホームページなどを活用して広報を行います。また、住民や地域活動団体、事業所において本計画の理念、視点などが共有され、それぞれの地域福祉推進の仕組みづくりが検討されるよう働きかけます。

### (2) 計画の評価

本計画に基づく施策を推進するために、関係部局間の相互の連携・調整のもとで、総合的に展開することが必要なため、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検を図り、進行管理及び評価に努めます。

また、本計画の実施にあたり、様々な住民が参加し、行政と協働で取り組むことができるよう、行政と住民の間での情報の共有化を図るとともに、住民参加の機会の拡充に努めます。

### (3) 関係機関との連携体制の強化

河南町における地域の福祉力の向上を図るため、地域福祉推進の中核機関である河南町社会福祉協議会に対し、組織運営、事業展開などにおいて必要な支援を行うとともに、より一層の交流・連携を進めます。また、国、大阪府、近隣自治体と連携し、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるように努めます。

## 資料編

---

## 1. アンケート調査実施概要

河南町では、地域福祉に関する住民意識を把握するために住民の方々に対してアンケート調査を行っています。本計画の策定に際して、平成19年1月に、住民の福祉意識の把握を目的としたアンケート調査を行いました。

### －調査設計－

- ①調査地域 : 河南町全域
- ②調査対象者 : 河南町内在住の満20歳以上の男女
- ③標本数 : 1,500人
- ④抽出法 : 住民基本台帳から、無作為に抽出
- ⑤調査期間 : 平成19年1月29日～2月9日
- ⑥調査方法 : 調査票による本人記入方式。郵送配布・郵送回収による郵送調査法

### －回収結果－

配布数	回収数	回収率
1,500	654	43.6%

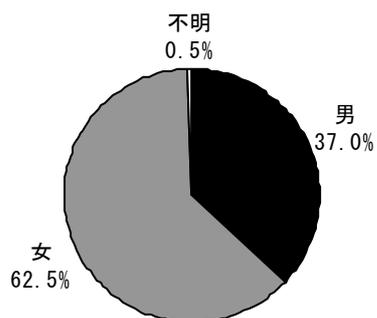
### －分析内容の見方－

- 集計結果はすべて、小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の設問の場合、集計結果の合計が100%を超えることがあります。
- グラフ及び表の「サンプル数」は、有効標本数を表しています。
- 本文中の質問の選択肢について、長い文は簡略化しています。
- グラフ及び表のSAは単数回答設問、MAは複数回答設問を表しています。

—回答者の属性—

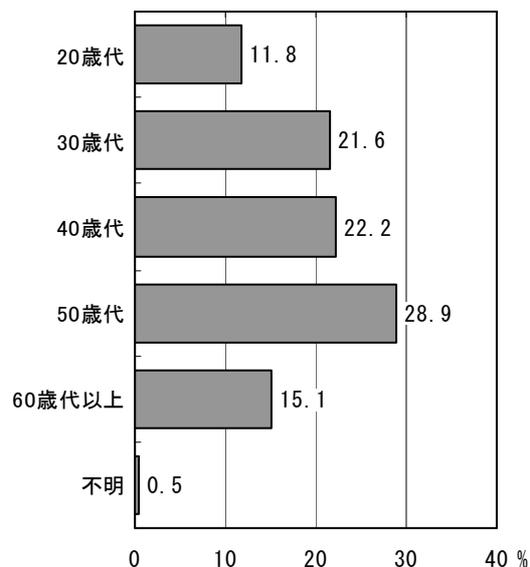
【性別】

単純集計 (SA) サンプル数=654



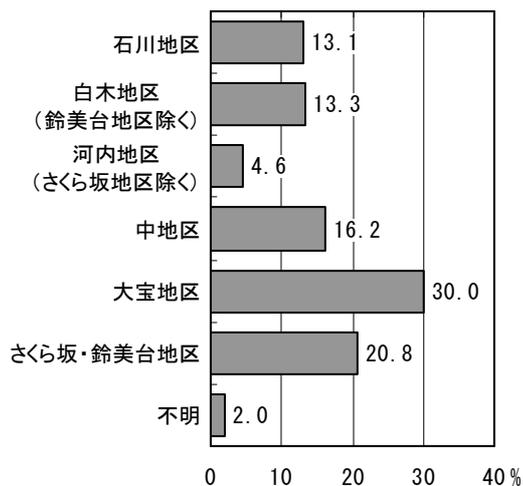
【年齢】

単純集計 (SA) サンプル数=654



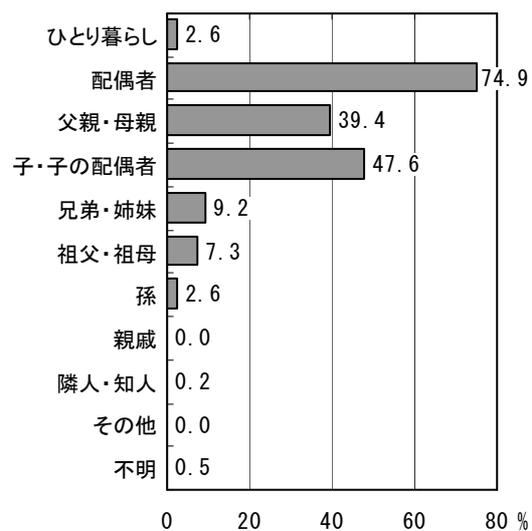
【居住地区】

単純集計 (SA) サンプル数=654



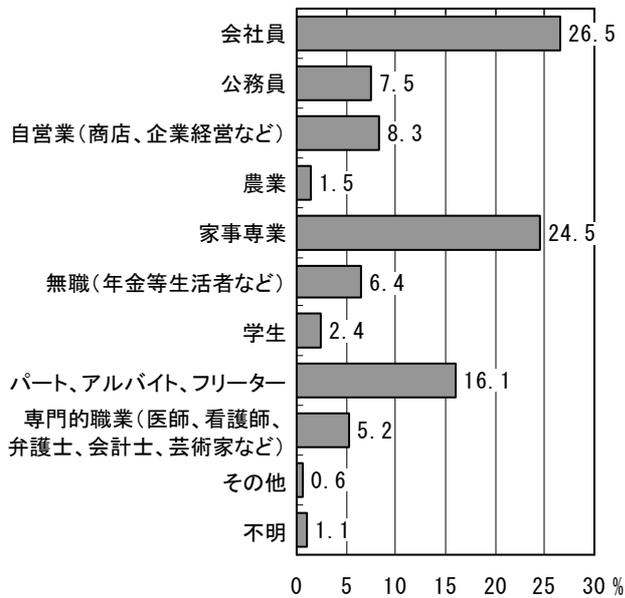
【同居者】

単純集計 (MA) サンプル数=654



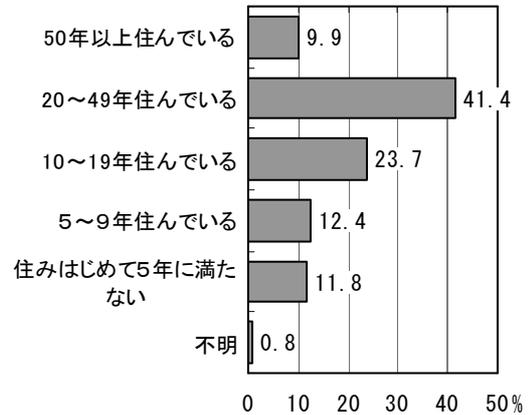
【職業】

単純集計 (SA) サンプル数=654



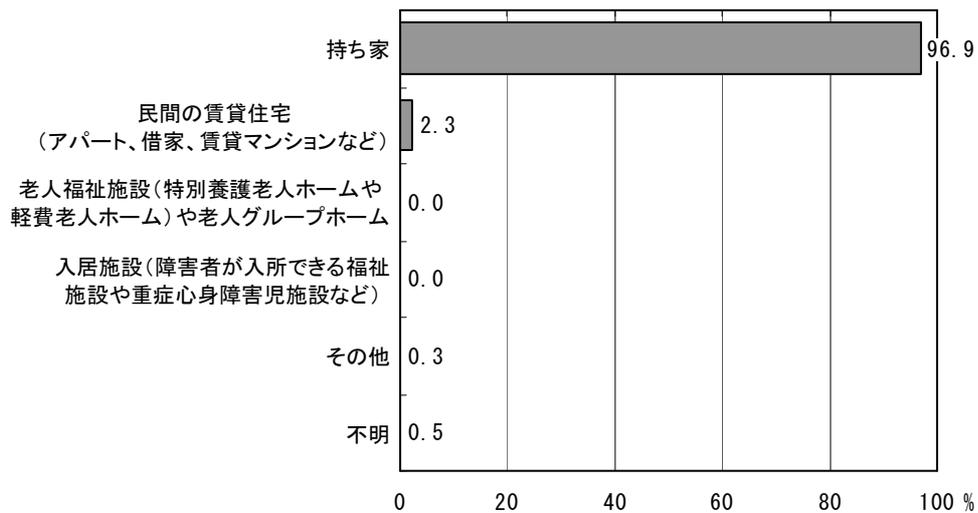
【居住年数】

単純集計 (SA) サンプル数=654



【居住形態】

単純集計 (SA) サンプル数=654

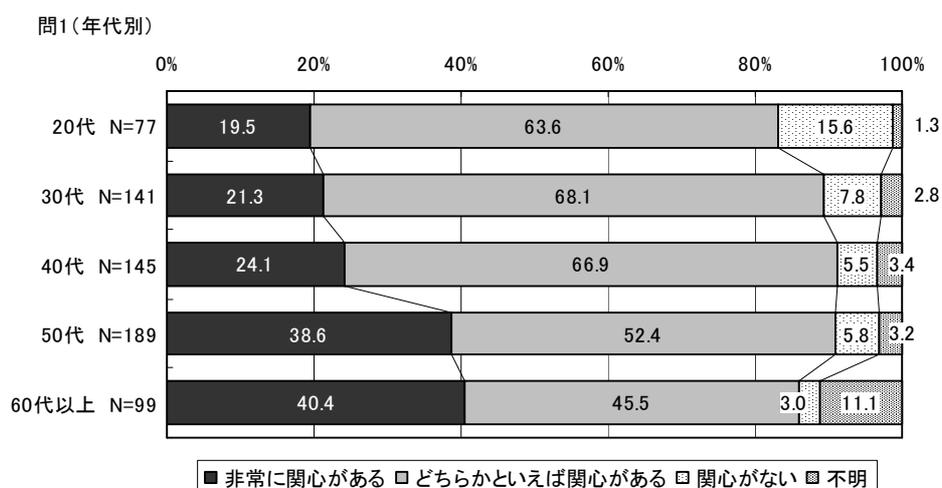
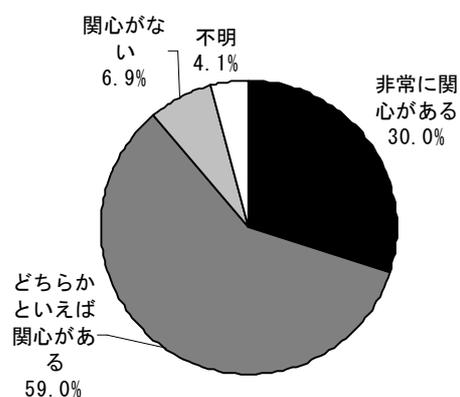


## (1) 住民の福祉意識について

～あなたは「福祉」に関心をお持ちですか～

「福祉」に対する関心についてたずねたところ、「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」をあわせると 89.0% となっており、福祉に対する関心は高いことがうかがえます。年代別でみると、年代があがるにつれて「非常に関心がある」の割合が増加していく傾向にあります。

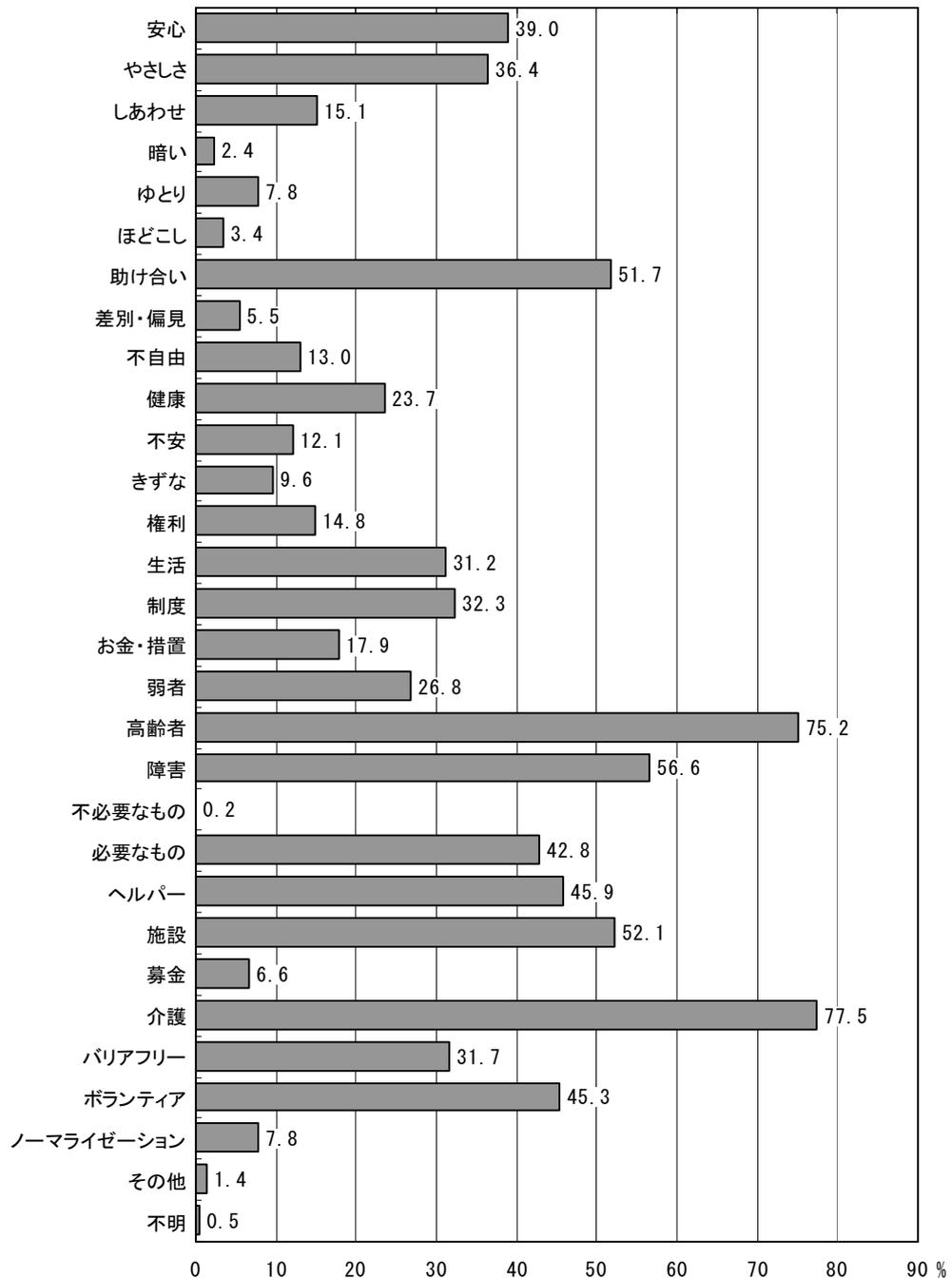
単純集計 (SA) サンプル数=654



～「福祉」という言葉からどのようなことを思い浮かべますか～

「福祉」という言葉から思い浮かべるものについてたずねたところ、「介護」が 77.5%と最も多く、次いで「高齢者」が 75.2%、「助け合い」が 51.7%となっています。

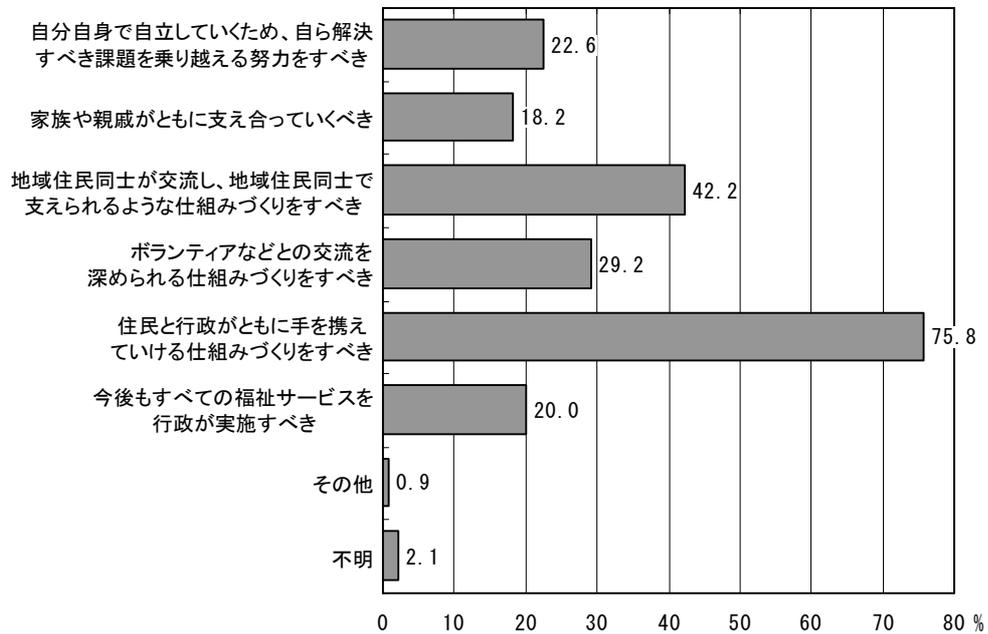
単純集計 (MA) サンプル数=654



～今後の福祉は、どのような方向性であるべきだと思いますか～

福祉のあり方についてたずねたところ、「住民と行政がともに手を携えていける仕組みづくりをすべき」が75.8%と最も高く、次いで「地域住民同士が交流し、地域住民同士で支えられるような仕組みづくりをすべき」が42.2%、「ボランティアなどとの交流を深められる仕組みづくりをすべき」が29.2%となっています。

単純集計（MA）サンプル数=654

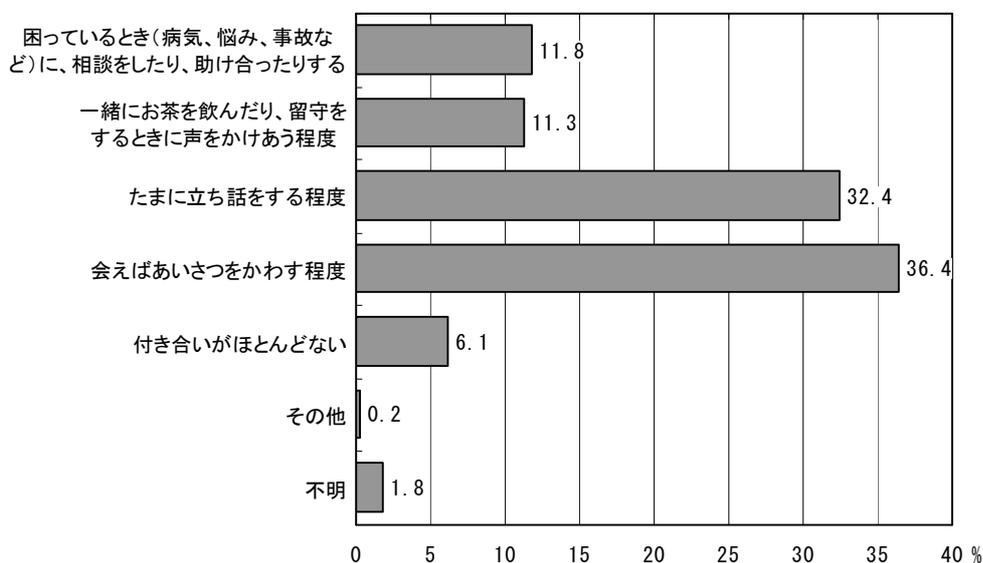


## (2) 住民の交流状況、相互扶助の状況について

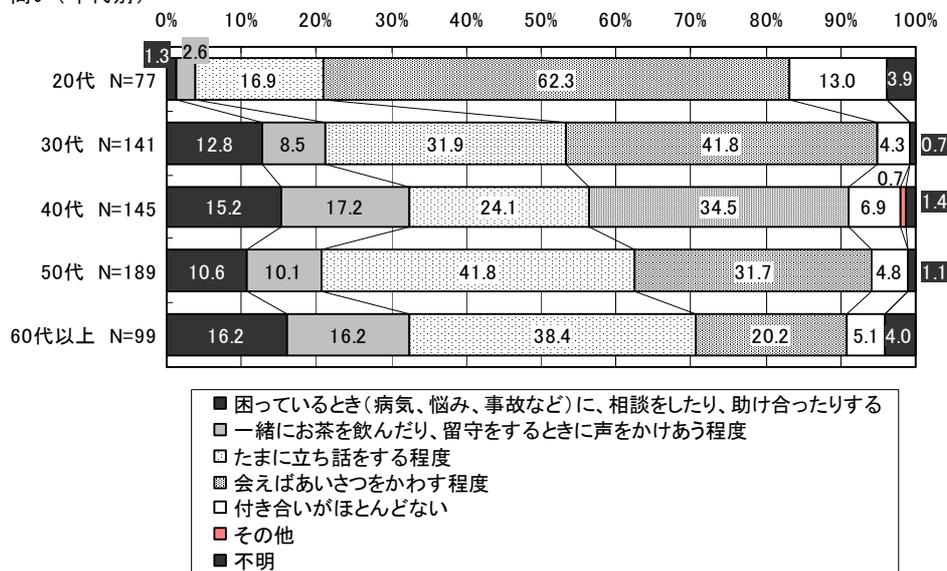
### ～近所の人とどの程度のつきあいをされていますか～

近所づきあいの程度についてたずねたところ、「会えばあいさつをかわす程度」が 36.4%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が 32.4%となっています。年代別にみると、「会えばあいさつをかわす程度」は「20代」で 62.3%と最も高くなっていますが、年代が上がるにつれて低くなっています。

単純集計 (SA) サンプル数=654



問9 (年代別)

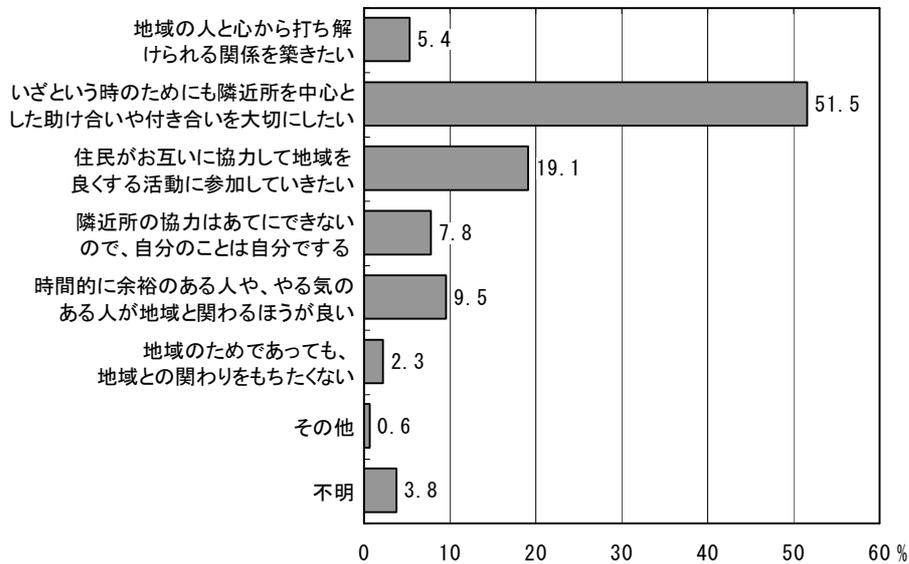


～地域との関わりに対してどのようにお考えですか～

地域との関わりについてたずねたところ、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いやつき合いを大切にしたい」が51.5%と最も高く、次いで「住民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい」が19.1%となっています。

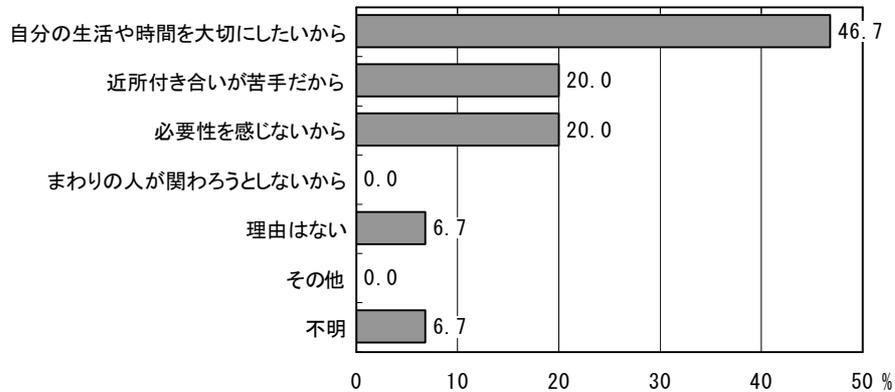
また、地域との関わりを持ちたくない理由についてたずねたところ、「自分の生活や時間を大切にしたいから」が46.7%と最も高くなっています。

単純集計 (SA) サンプル数=654



【地域との関わりを持ちたくない理由】

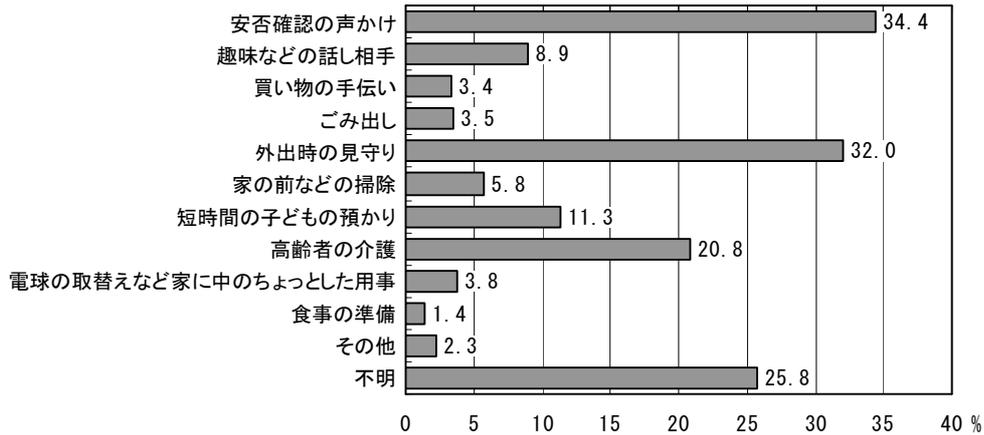
単純集計 (SA) サンプル数=15



～地域で手助けしてほしいことはどのようなことですか～

地域で手助けしてほしいことについてたずねたところ、「安否確認の声かけ」が 34.4%と最も高く、次いで「外出時の見守り」が 32.0%となっています。

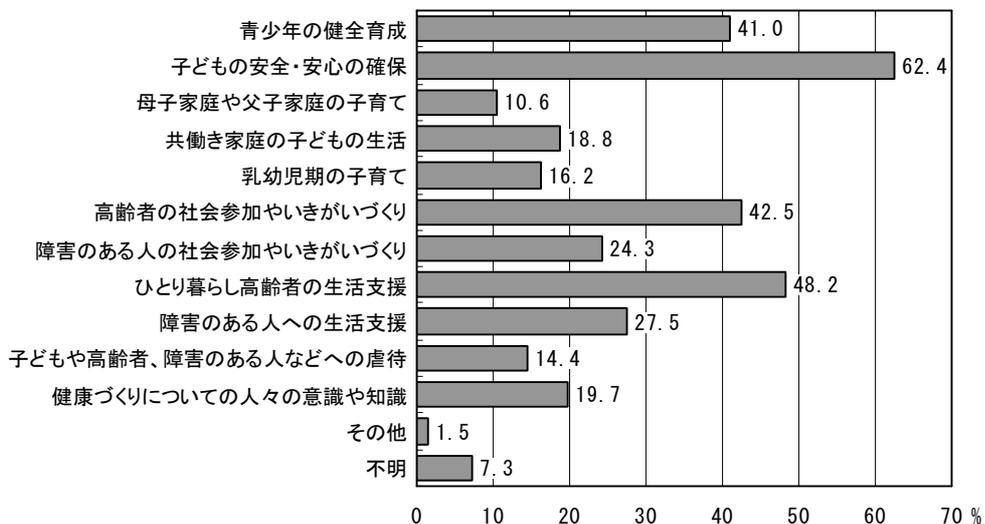
単純集計 (MA) サンプル数=654



～地域住民が取り組むべき課題として何があると思いますか～

住民が取り組むべき課題や問題については、「子どもの安全・安心の確保」への回答が 62.4%で最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」が 48.2%となっています。

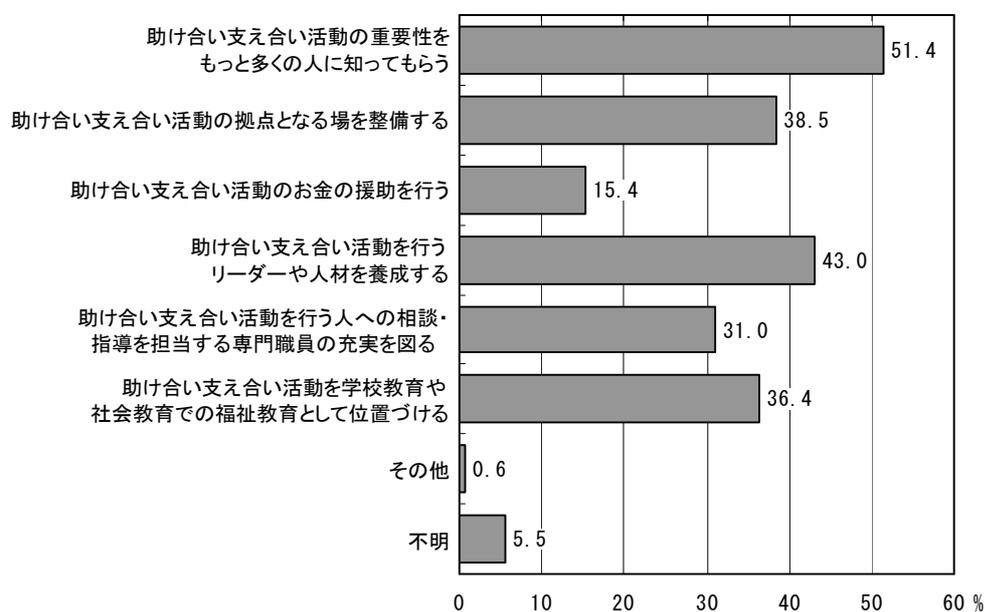
単純集計 (MA) サンプル数=654



～地域における助けあい支えあいには何が重要だと思いますか～

地域における助けあい、支えあいの活動を活発化するために重要なことについてたずねたところ、「助け合い支え合い活動の重要性をもっと多くの人に知ってもらう」が 51.4%と最も高く、次いで「助け合い支え合い活動を行うリーダーや人材を養成する」が 43.0%、「助け合い支え合い活動を学校教育や社会教育での福祉教育として位置づける」が 36.4%となっています。

単純集計 (MA) サンプル数=654

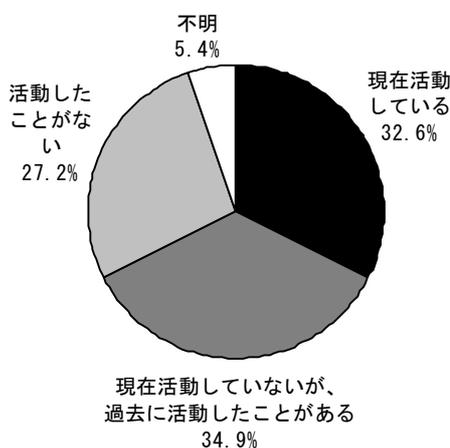


### (3) 地域活動について

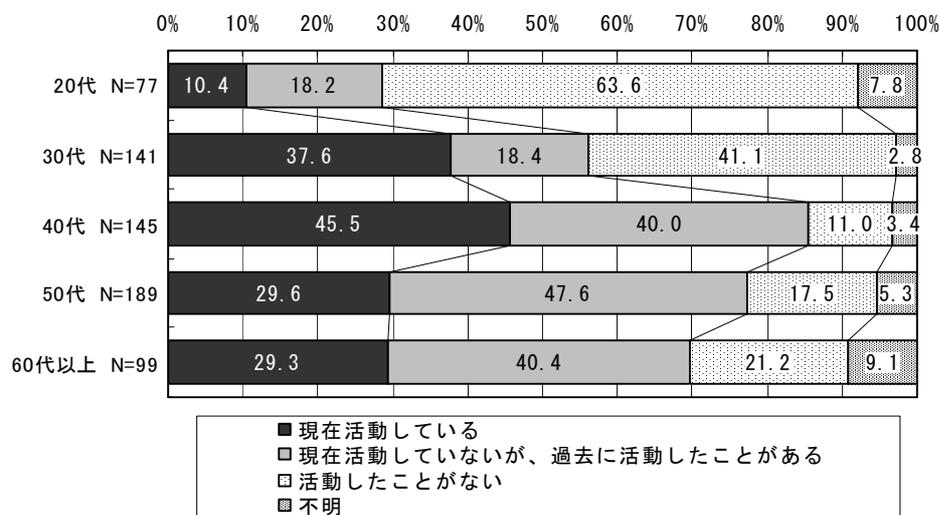
#### ～地区・自治会や子ども会、PTAなどの地域活動をしていますか～

地域活動への参加状況についてたずねたところ、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が 34.9%と最も高く、次いで「現在活動している」が 32.6%、「活動したことがない」が 27.2%となっています。年代別でみると、地域活動で「現在活動している」のは「40代」が最も高くなっています。また、「20代」では、「活動したことがない」と答えた割合が6割を超えています。

単純集計 (SA) サンプル数=654



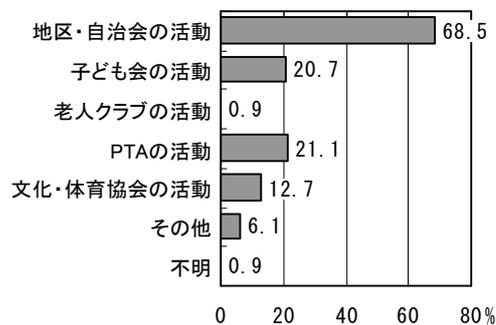
問15-1 (年代別)



～どんな地域活動をしていますか～

現在活動をしている人に、活動内容をたずねたところ、「地区・自治会の活動」が68.5%と最も高く、次いで「PTAの活動」が21.1%、「子ども会の活動」が20.7%となっています。

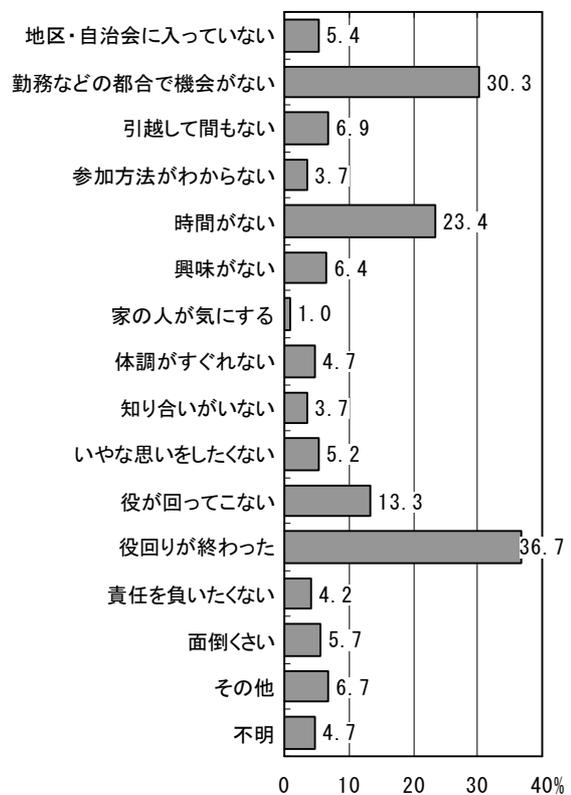
単純集計 (MA) サンプル数=213



～活動していない理由は何ですか～

現在活動をしていない人に、その理由をたずねたところ、「役回りが終わった」が36.7%と最も高く、次いで「勤務などの都合で機会がない」が30.3%、「時間がない」が23.4%となっています。

単純集計 (MA) サンプル数=406

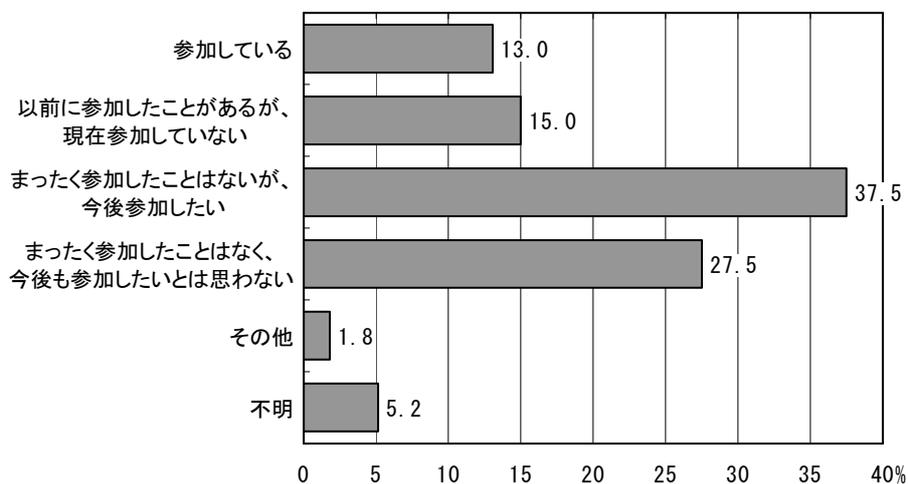


#### (4) ボランティア活動について

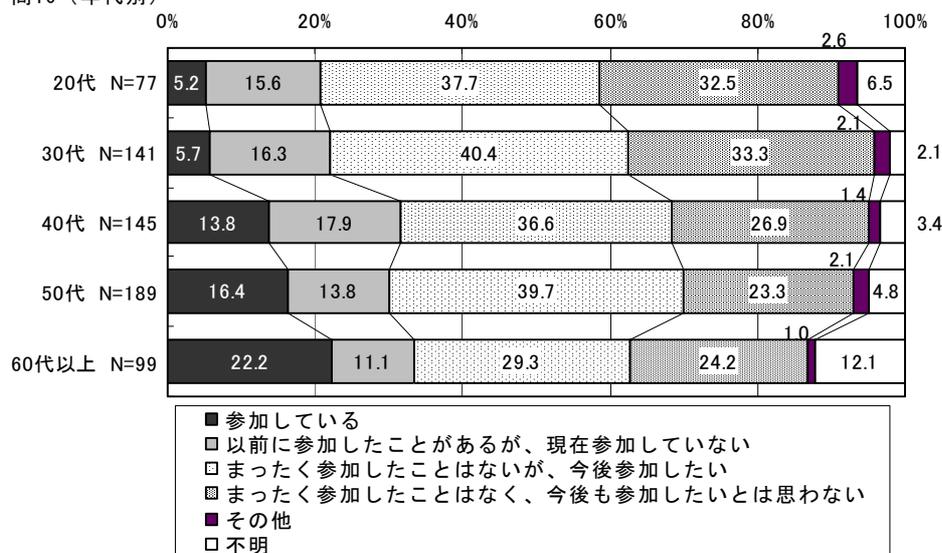
～現在、ボランティア活動に参加していますか～

ボランティア活動への参加状況についてたずねたところ、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が37.5%と最も高く、次いで「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が27.5%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が15.0%となっています。年代別にみると、ボランティア活動に現在「参加している」への回答は、「60代」が最も高くなっています。

単純集計 (SA) サンプル数=654



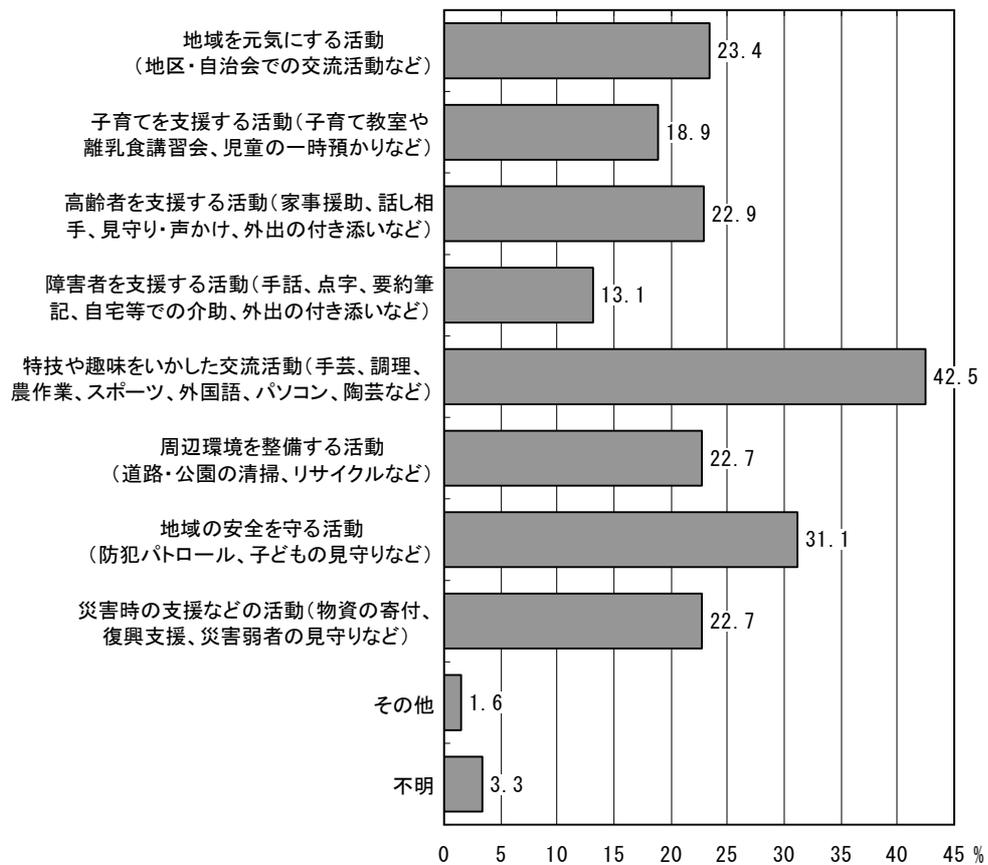
問16 (年代別)



～現在参加していない人は、どのようなボランティア活動に参加したいですか～

今後参加したいボランティア活動についてたずねたところ、「特技や趣味をいかした交流活動」が42.5%と最も高く、次いで「地域の安全を守る活動」が31.1%となっています。

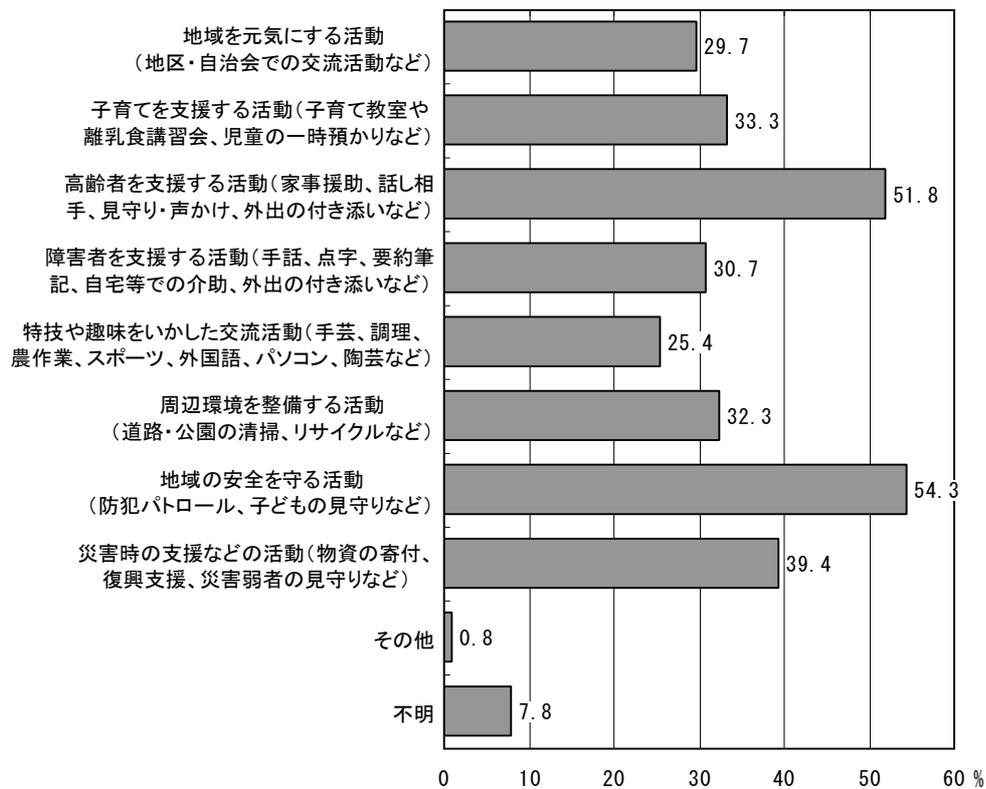
単純集計（MA） サンプル数=428



～今後どのようなボランティア活動が必要だと思いますか～

今後必要だと思うボランティア活動についてたずねたところ、「地域の安全を守る活動」が54.3%と最も高く、次いで「高齢者を支援する活動」が51.8%、「災害時の支援などの活動」が39.4%となっています。

単純集計（MA）サンプル数=654

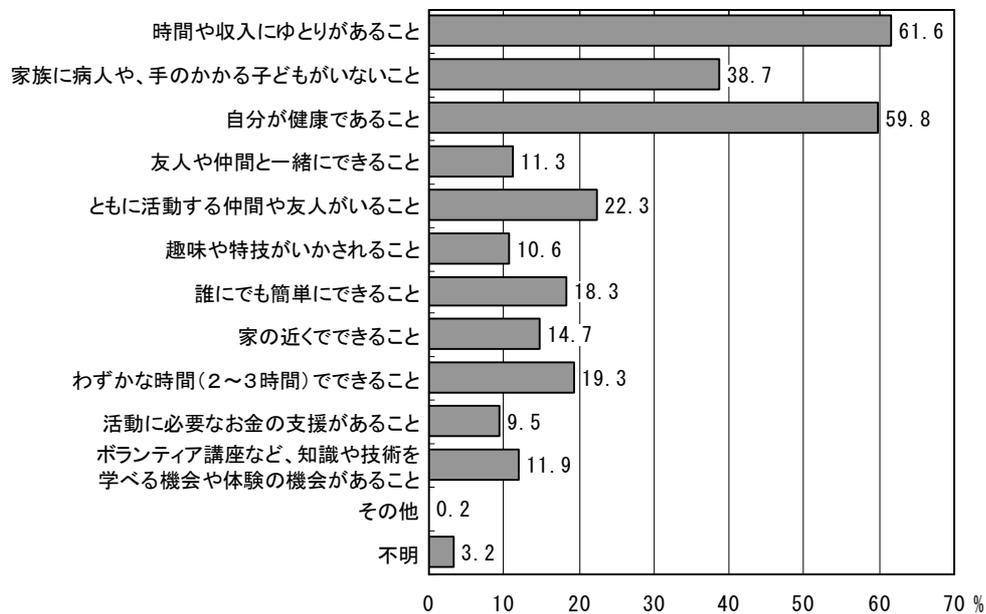


## ～ボランティア活動に参加しやすくなる条件は何ですか～

ボランティア活動に参加しやすくなる条件についてたずねたところ、「時間や収入にゆとりがあること」が61.6%、次いで「自分が健康であること」が59.8%、「家族に病人や、手のかかる子どもがいないこと」が38.7%となっています。

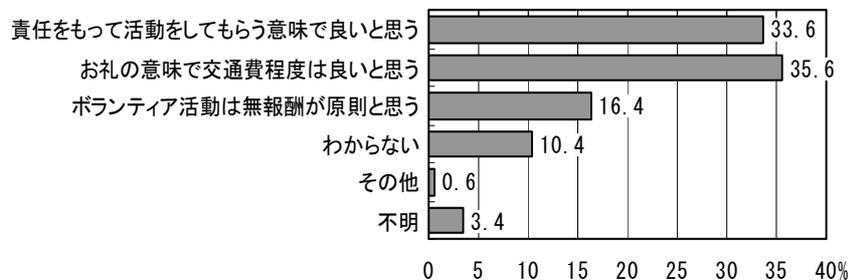
また、「有償ボランティア」についてたずねたところ、「お礼の意味で交通費程度は良いと思う」が35.6%、次いで「責任をもって活動をしてもらう意味で良いと思う」が33.6%、「ボランティア活動は無報酬が原則と思う」が16.4%となっています。

単純集計 (MA) サンプル数=654



### 【有償ボランティアについて】

単純集計 (SA) サンプル数=654



## (5) 福祉サービスについて

### ～各種福祉サービス等の認知度及び利用度～

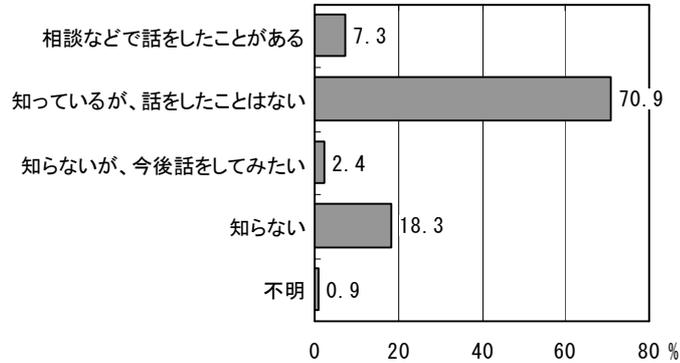
知っている福祉サービスについてたずねたところ、いずれのサービスも「知っているが利用したことはない」が最も多くなっています。また、「介護保険サービス」以外の福祉サービスに対しては、「知らない」が27%台になっています。一方、児童福祉サービスを利用したことがある割合が16.2%と最も高くなっています。

上段:サンプル数 下段:%(ヨコ方向)	知っている福祉サービス			
	利用したことがある	知っているが、 利用したことはない	知らない	不明
介護保険サービス	55	478	107	14
	8.4	73.1	16.4	2.1
高齢者福祉サービス	21	427	179	27
	3.2	65.3	27.4	4.1
障害者(障害児) 福祉サービス	33	411	178	32
	5.0	62.8	27.2	4.9
児童福祉サービス	106	334	179	35
	16.2	51.1	27.4	5.4

(■ は最も回答の高い項目)

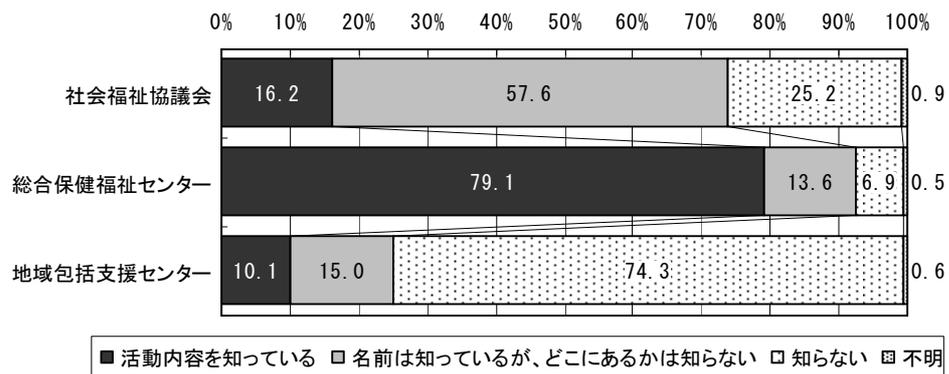
民生委員児童委員についてたずねたところ、「知っているが、話をしたことはない」が70.9%と顕著に高く、次いで「知らない」が18.3%となっています。

単純集計 (SA) サンプル数=654



福祉施設についてたずねたところ、「活動内容を知っている」は「総合保健福祉センター」が79.1%と顕著に高く、名前のみならずセンターの詳細についても認知されていることがうかがえます。また、「名前は知っているがどこにあるかは知らない」は「社会福祉協議会」が57.6%となっています。「知らない」は「地域包括支援センター」が74.3%と高くなっています。

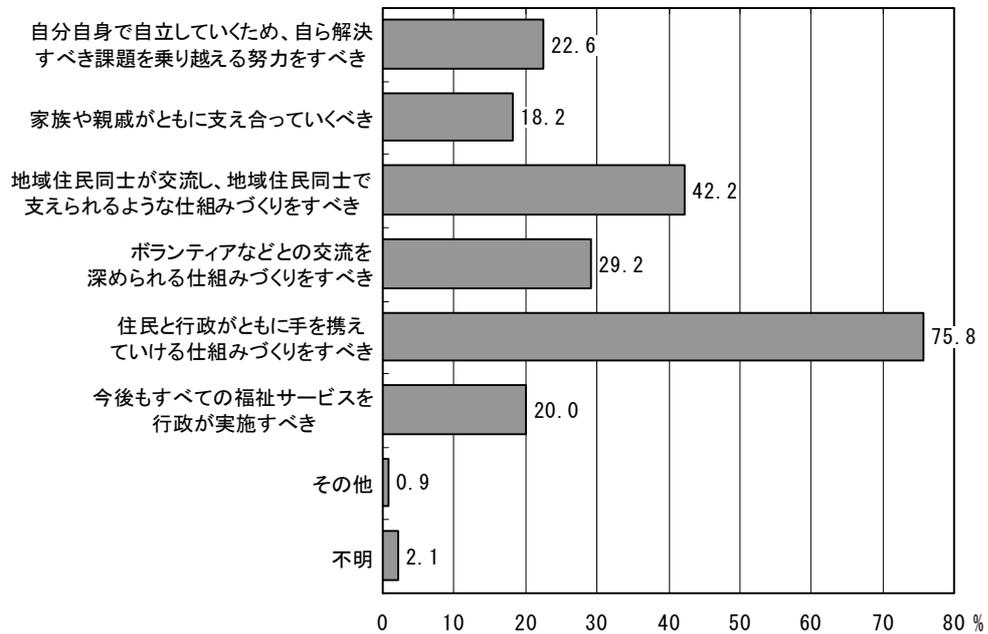
単純集計 (SA) サンプル数=654



～今後、「福祉サービス」事業は、どのような方向性であるべきだと思いますか～

福祉のあり方についてたずねたところ、「住民と行政がともに手を携えていける仕組みづくりをすべき」が75.8%と最も高く、次いで「地域住民同士が交流し、地域住民同士で支えられるような仕組みづくりをすべき」が42.2%、「ボランティアなどとの交流を深められる仕組みづくりをすべき」が29.2%となっています。

単純集計 (MA) サンプル数=654

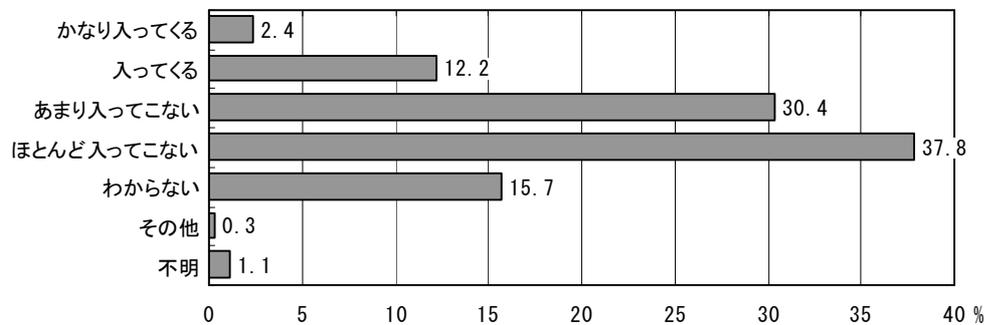


## (6) 情報提供、相談支援について

～「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているとお考えですか～

「福祉サービス」の情報の入手については、「ほとんど入ってこない」が37.8%と最も高く、次いで「あまり入ってこない」が30.4%となっており、7割近くの人が情報不足になっています。

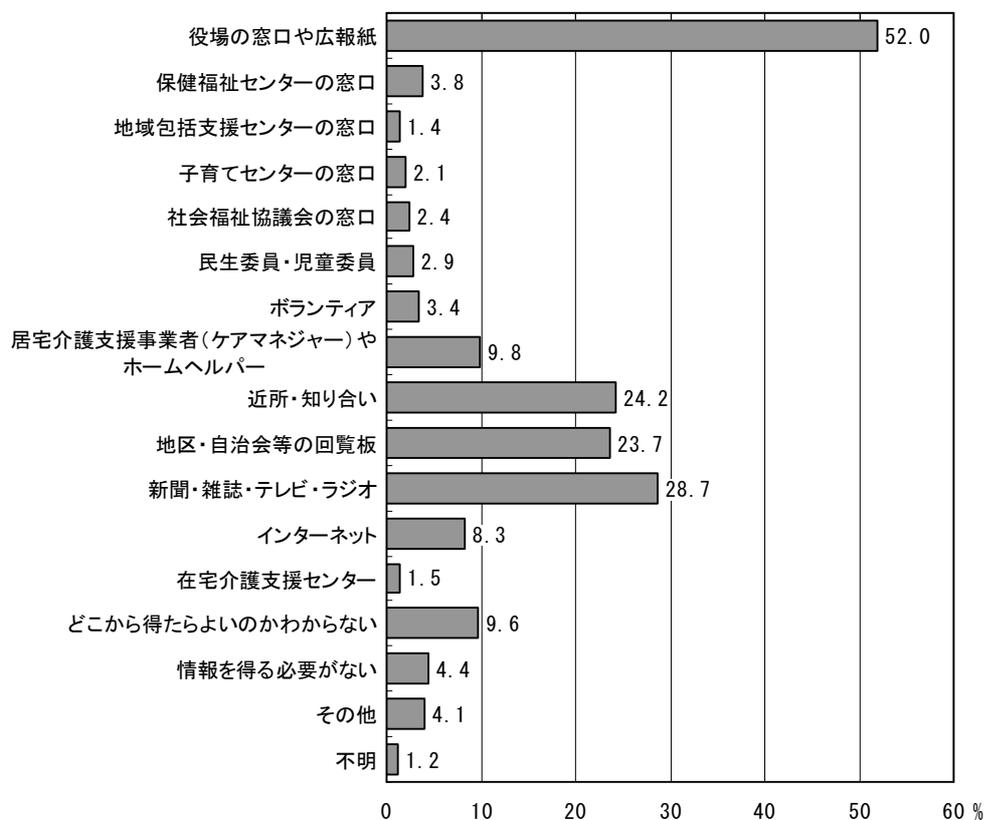
単純集計 (SA) サンプル数=654



～「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか～

「福祉サービス」の情報の入手先についてたずねたところ、「役場の窓口や広報紙」が 52.0%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 28.7%、「近所・知り合い」が 24.2%となっています。

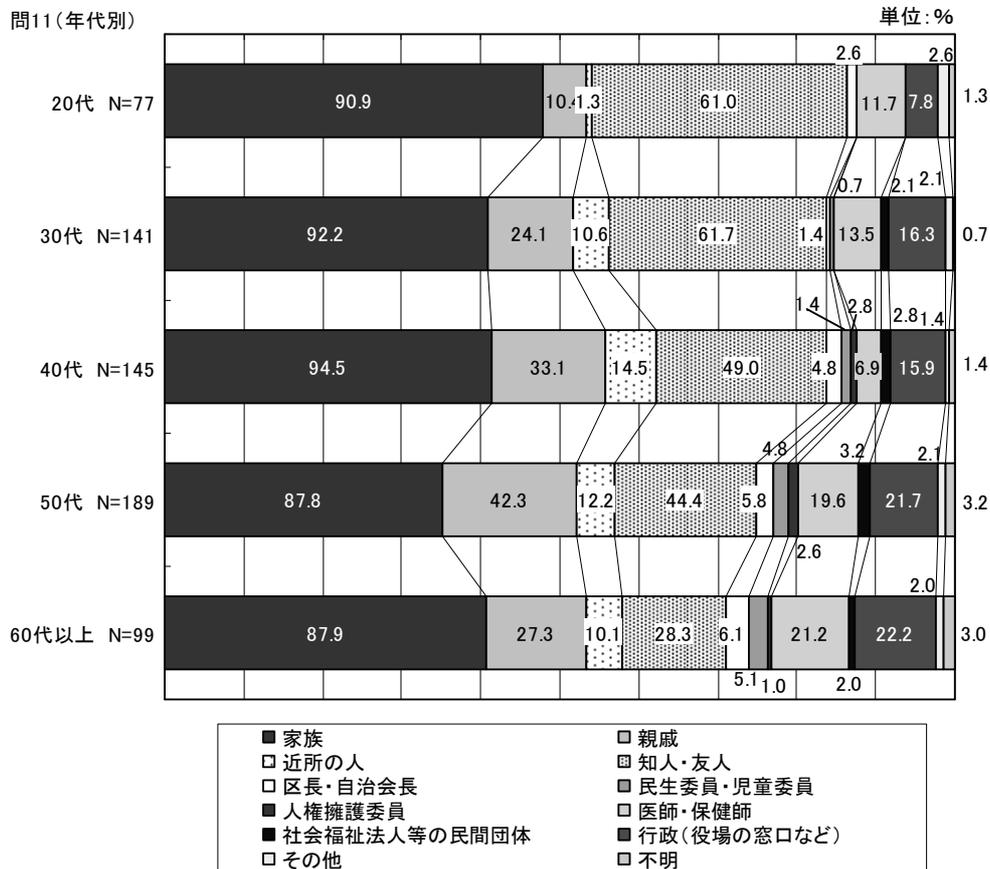
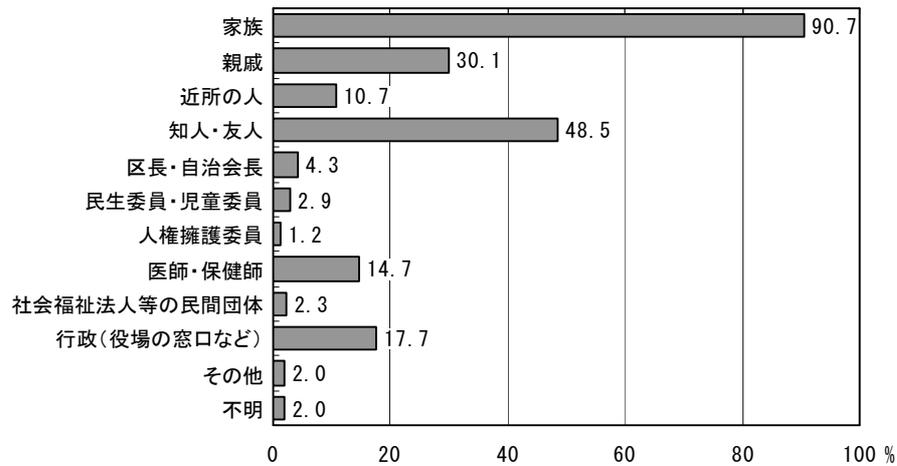
単純集計 (MA) サンプル数=654



～困ったときだれに相談したいと思いますか～

困ったときだれに相談したいかたずねたところ、「家族」が90.7%と最も高く、次いで「知人・友人」が48.5%となっています。年代別にみると、「知人・友人」が年代があがるにつれて割合が低くなる一方、「医師・保健師」や「行政」が増加してきています。

単純集計 (MA) サンプル数=654

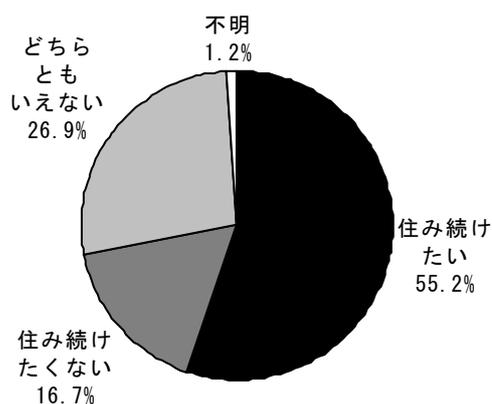


## (7) まちの評価について

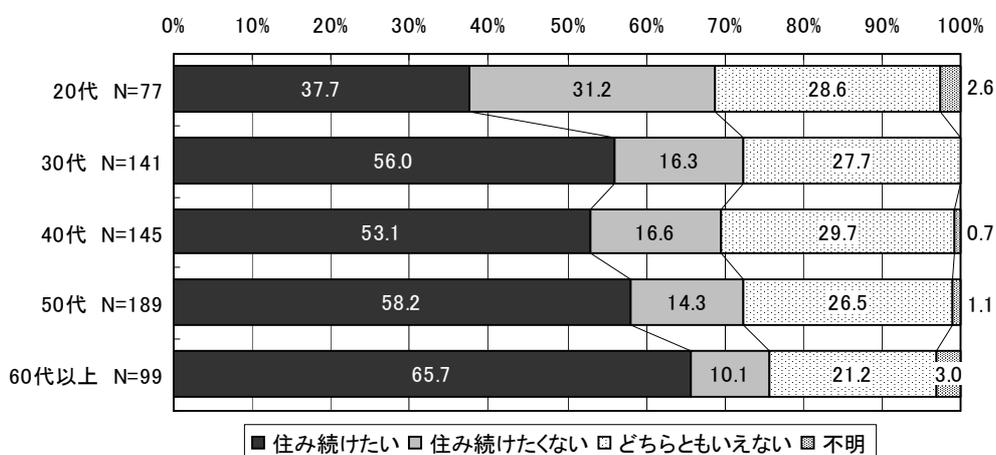
～これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか～

現在住んでいるところに住み続けたいかとたずねたところ、「住み続けたい」が55.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が26.9%、「住み続けたくない」が16.7%となっています。年代別にみると、「住み続けたい」の割合については、年代が高いほど増加している傾向にあります。一方、「住み続けたくない」の割合は、20代で3割と高くなっています。

単純集計 (SA) サンプル数=654



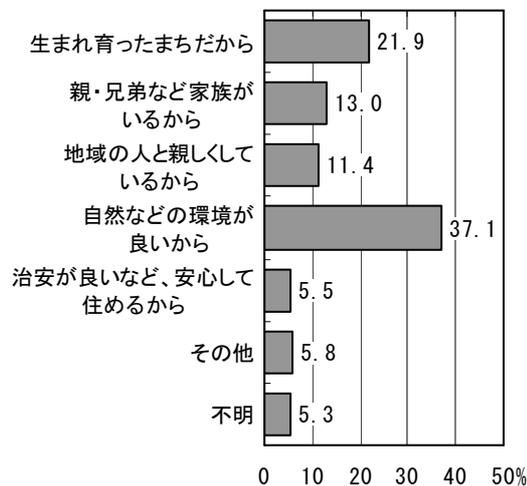
問7-(1) (年代別)



～住み続けたいと思うのはなぜですか～

住み続けたい理由をたずねたところ、「自然などの環境が良いから」が37.1%と最も高く、次いで「生まれ育ったまちだから」が21.9%、「親・兄弟などの家族がいるから」が13.0%となっています。

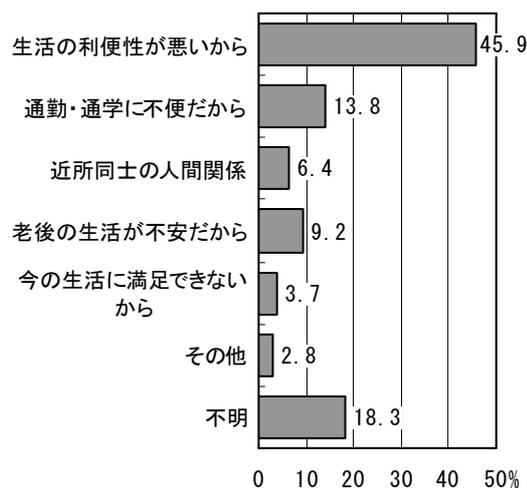
単純集計 (SA) サンプル数=293



～どのような点で住み続けたくないと思いますか～

住み続けたくない理由をたずねたところ、「生活の利便性が悪いから」が45.9%と最も高く、次いで「通勤・通学に不便だから」が13.8%、「老後の生活が不安だから」が9.2%となっています。

単純集計 (SA) サンプル数=109



～現在お住まいの地域の暮らしやすさはいかがですか～

地域の暮らしやすさについては、全体を通して「普通」という意見が多くみられますが、「医療関係施設」「買い物などの便利さ」「道路や交通機関などの便利さ」に関しては「不満」という回答が多くなっています。一方で、「自然環境」に関しては「満足」「まあ満足」への回答が多くみられます。

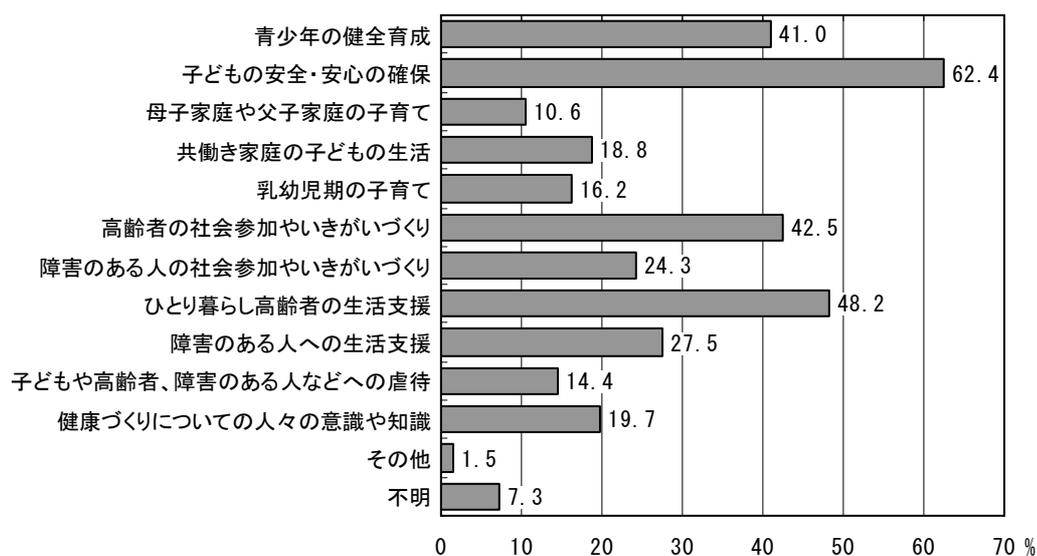
上段: サンプル数 下段: % (ヨコ方向)	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	わからない
近隣の生活マナー	80	159	287	76	41	5
	12.2	24.3	43.9	11.6	6.3	0.8
地域の防災体制	23	60	328	88	50	92
	3.5	9.2	50.2	13.5	7.6	14.1
保健・福祉サービスや 相談体制	6	53	279	100	47	153
	0.9	8.1	42.7	15.3	7.2	23.4
医療関係施設	10	24	154	195	227	35
	1.5	3.7	23.5	29.8	34.7	5.4
買い物などの便利さ	7	41	127	167	305	2
	1.1	6.3	19.4	25.5	46.6	0.3
公的な手続きの便利さ	3	56	292	138	122	35
	0.5	8.6	44.6	21.1	18.7	5.4
道路や交通機関などの 便利さ	1	24	125	176	320	0
	0.2	3.7	19.1	26.9	48.9	0.0
公民館活動などの 文化教養活動	8	40	279	97	77	142
	1.2	6.1	42.7	14.8	11.8	21.7
自然環境	178	270	152	27	21	1
	27.2	41.3	23.2	4.1	3.2	4.1
地域の雰囲気やイメージ	56	202	267	68	42	7
	8.6	30.9	40.8	10.4	6.4	1.1

(■ は最も回答の高い項目)

～地域住民が取り組むべき課題や問題として何があると思いますか～

住民が取り組むべき課題や問題については、「子どもの安全・安心の確保」への回答が62.4%で最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」が48.2%となっています。

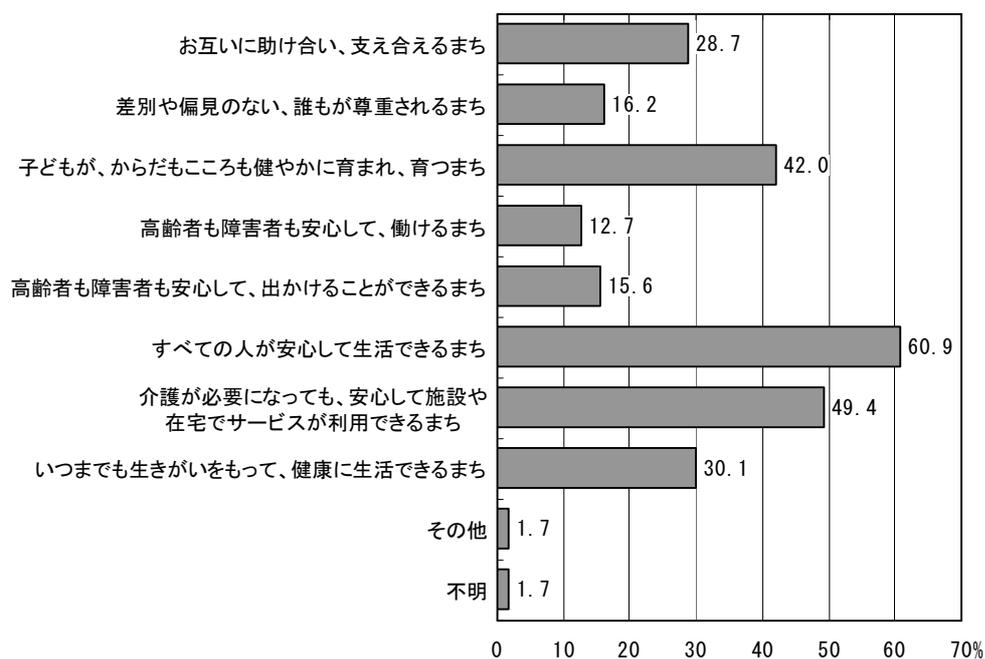
単純集計（MA） サンプル数=654



～あなたは河南町をどのようなまちにしたいですか～

どのような福祉のまちにしたいかとたずねたところ、「すべての人が安心して生活できるまち」が60.9%と最も高く、次いで「介護が必要になっても、安心して施設や在宅でサービスが利用できるまち」が49.4%、「子どもが、からだも心も健やかに生まれ、育つまち」が42.0%となっています。

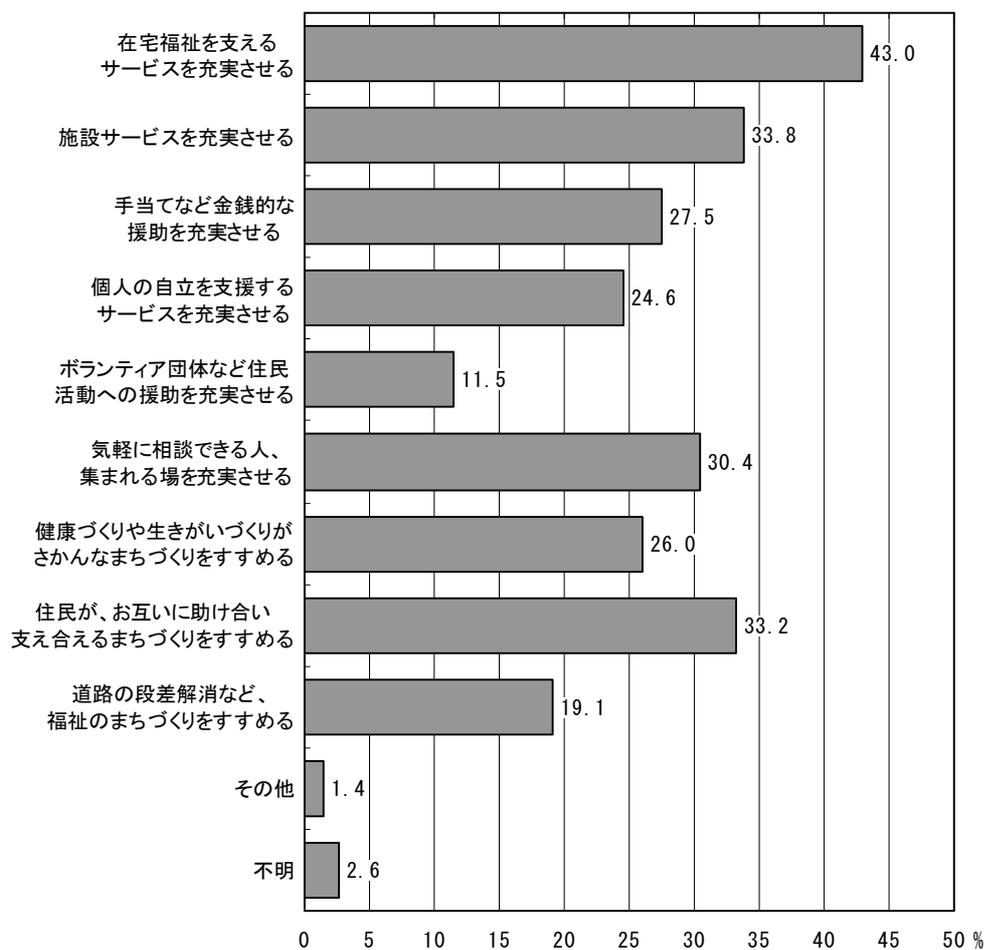
単純集計 (MA) サンプル数=654



～生涯を安心して暮らしていくためにどのような福祉が大切だと思いますか～

生涯を安心して暮らすための福祉のあり方についてたずねたところ、「在宅福祉を支えるサービスを充実させる」が 43.0%と最も高く、次いで「施設サービスを充実させる」が 33.8%、「住民が、お互いに助け合い支え合えるまちづくりをすすめる」が 33.2% となっています。

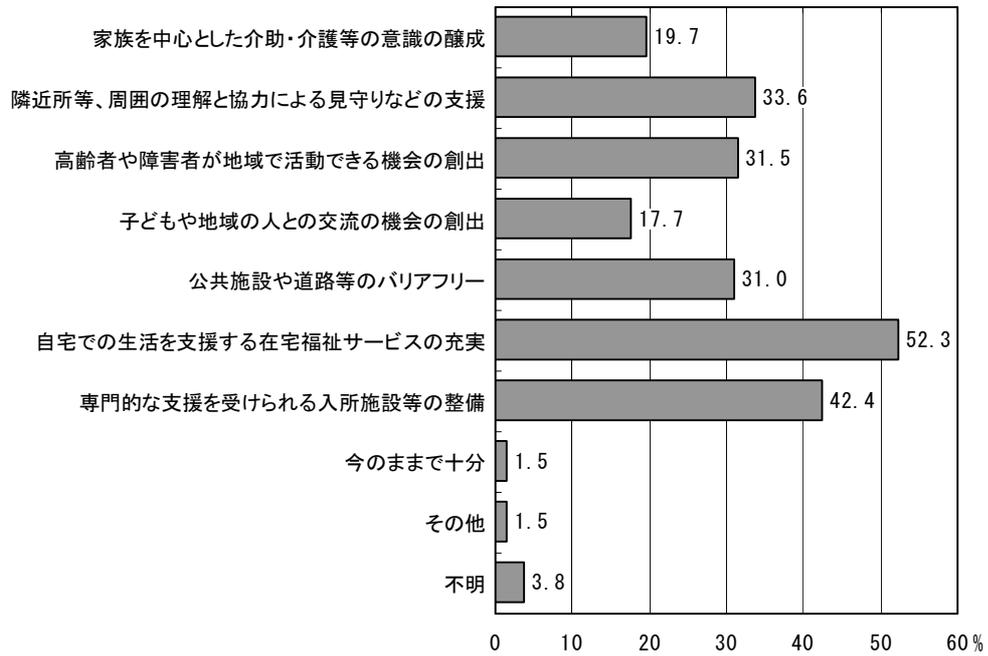
単純集計 (MA) サンプル数=654



～高齢者や障害者が住みやすいまちするためには何が必要だと考えますか～

高齢者や障害者のためにどのようなことが必要かとたずねたところ、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実」が 52.3%と最も高く、次いで「専門的な支援を受けられる入所施設等の整備」が 42.4%、「隣近所等、周囲の理解と協力による見守りなどの支援」が 33.6%となっています。

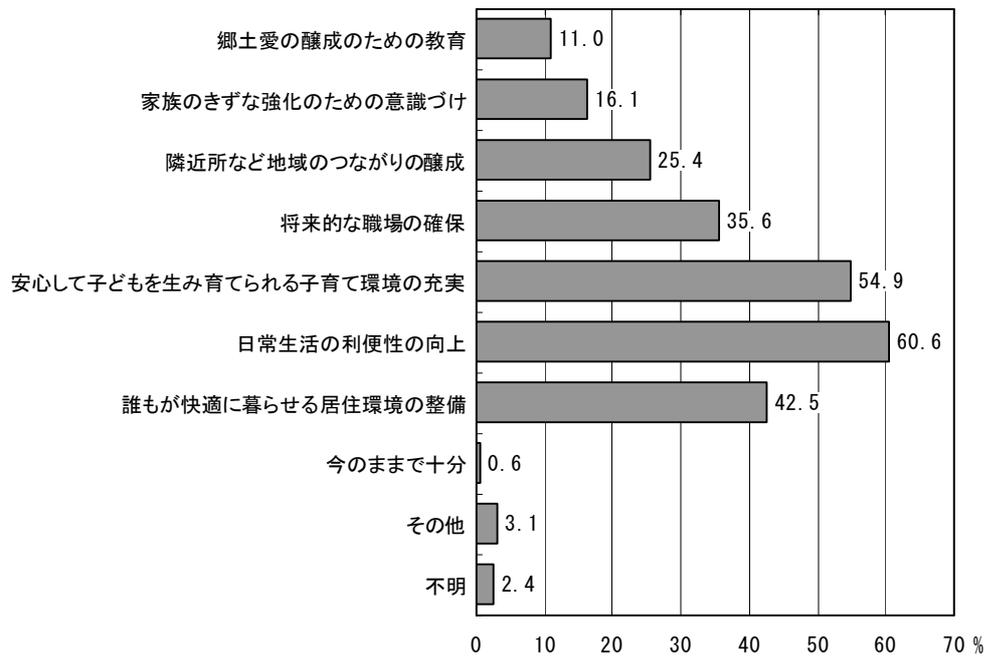
単純集計 (MA) サンプル数=654



～子どもたちが将来も河南町で住み続けるために何が必要だと考えますか～

子どもたちが将来も河南町で住み続けるために必要なことをたずねたところ、「日常生活の利便性の向上」が 60.6%と最も高く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実」が 54.9%、「誰もが快適に暮らせる居住環境の整備」が 42.5%となっています。

単純集計 (MA) サンプル数=654



## (8) 自由回答意見概要

### ●環境整備について

- ・資材置き場、大型トラック、残土廃棄物処理場の増加や、工場排煙、焼却炉による悪臭、下水道の未整備、野焼き等により住環境が悪化している。
- ・河南町内商業施設やレジャー施設、コンビニ、飲食店等がなく、町外に出なければならぬ。娯楽施設の誘致や商店街の活性化など、生活するうえで便利なまちにしてほしい。
- ・開発やゴミの増加により緑や自然が減少している。自然を壊さず、田舎ならではのよいところを残して欲しい。

### ●道路・交通整備について

- ・道路や歩道の整備が必要。信号の設置や自転車道の確保、大型車の通行規制など、安心して歩ける道にして欲しい。
- ・バスなどの公共交通機関が不便。便数が少なく、最終便も早いし、運賃も高い。施設が点在している町において、これらを結ぶ交通機関がないと不便である。小型バスにしたり、富田林市で運行されている「レインボーバス」や町内巡回バスのようなものを検討してはどうか。

### ●防犯・防災について

- ・特に大宝地区において路上駐車が多いので、対策を。また、街灯が少なく設置が必要。子どもを狙った犯罪が多発する中で、太子町の「見守り結成隊」の導入や、下校時のアナウンスなど、防犯体制を整える必要がある。災害時の不安もあるので、防災マップの配布や避難場所の設置等、対策を強化してほしい。

### ●福祉・医療について

- ・在宅介護サービスや福祉施設など、高齢者福祉、障害者福祉の充実を。将来高齢者になったとき、利便性の悪いまちで生活するのは難しい。
- ・身近な医療機関の充実を。診療所の設置、あるいは病院までの交通手段の確保をしてほしい。

●教育・子育て支援

- ・通学時の不安がある。スクールバスの運行や自転車通学の要件緩和、安全な通学路の確保を。
- ・保育所を充実してほしい。保育所の設置、拡充、保育量の軽減などを。
- ・子どもを産み、育てやすい環境づくりが大切。安心して預けられる施設や「しゅっぱっぽクラブ」などの子育てサークルの一層の充実を。常時集まれたり、相談できる場がほしい。

●まちづくり

- ・住民参加のまちづくりを。
- ・子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりをしてほしい。
- ・高齢者の知識や伝統を次世代に伝えて欲しい。

●ボランティア活動

- ・昼間の見回りなど大変助かっている。点数制の導入など、ボランティア活動へ参加しやすくなるような仕組みづくりを。

●交流

- ・子どもや高齢者、障害者が集え、安心して遊べ、交流できる場づくりが必要。世代間交流のできるイベントや住民参加型の清掃活動、公園の整備などをしてはどうか。
- ・働いているため、地域活動や行事は土日や夜間に行ってほしい。

●行政

- ・役場の利便性の向上を。送迎バスなどの交通手段、窓口業務の拡大、役場職員の資質向上を。
- ・公共施設の集約化や有効利用を。「かなんぴあ」の利用料の減免や交流イベントの開催などを行って欲しい。

## 2. 住民座談会実施概要

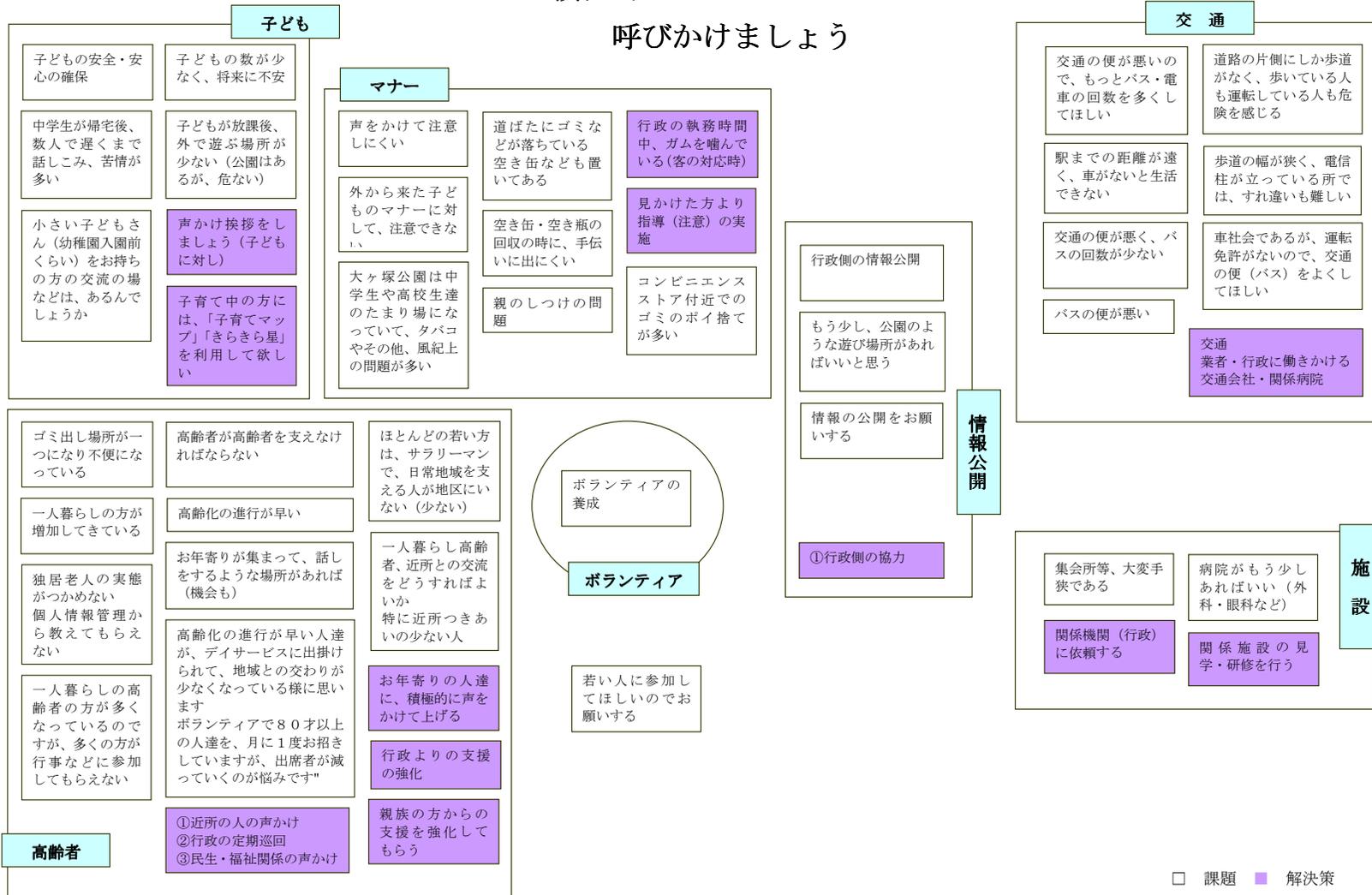
計画の策定にあたり、各地区ごとの地域課題を洗い出すことを目的に、「共に支えあい 助けあう地域づくり」をテーマとして、ワークショップ形式での住民座談会を実施しました。

平成19年12月2日午後1時より3時間程度の実施。石川、白木、中村、河内、大宝校区の5グループで構成し、各地区の地区福祉委員をはじめとした住民を選出しました。(各グループ10人) KJ法を用い、各グループにおいて地域課題やその解決策を整理し、校区ごとに発表を行いました。



# ○ 石川 校区

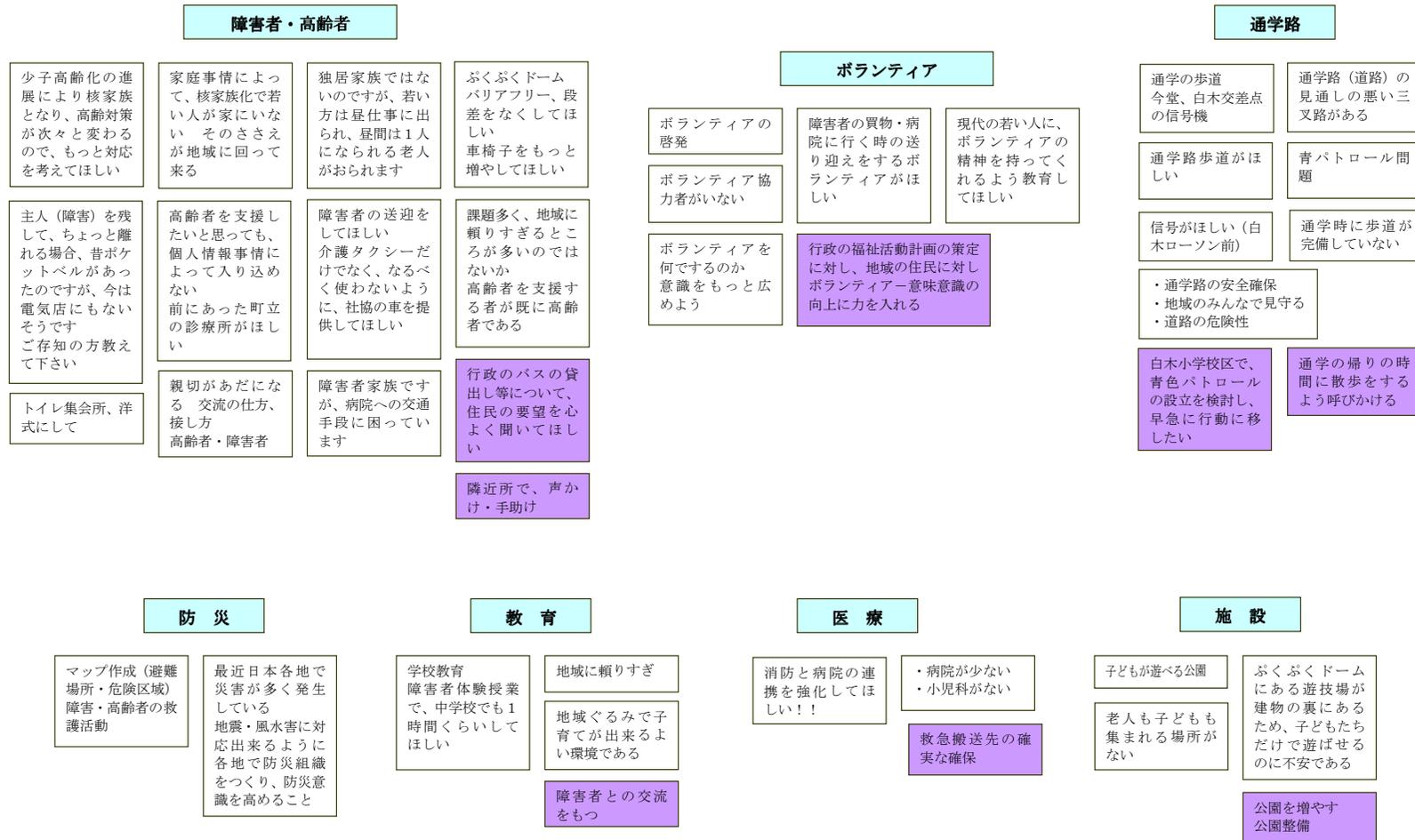
## 積極的に 呼びかけましょう



# ○ 白木校区

□ 課題 ■ 解決策

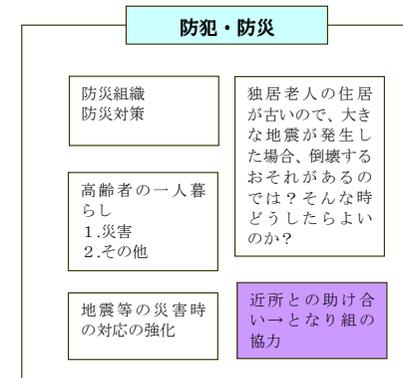
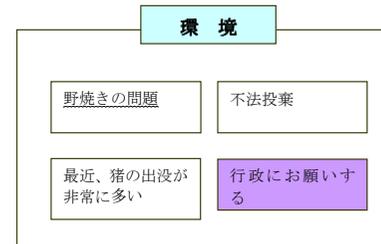
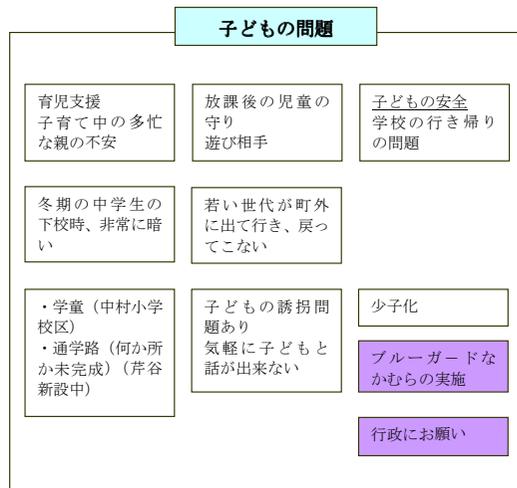
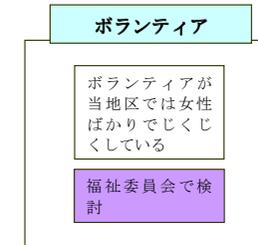
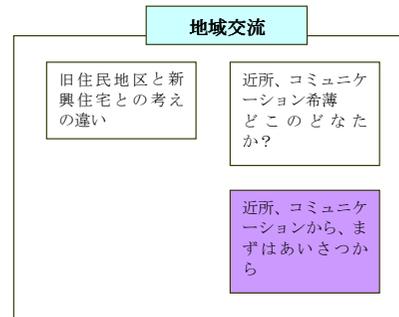
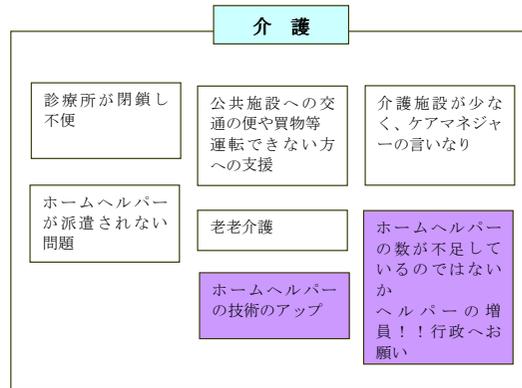
## 安心・安全・希望の町を



# ○ 中村校区

## Blue Guard 作戦

□ 課題 ■ 解決策





# ○ 大宝校区

### 組織

- 各組織の横のつながりの強化 特に1年で役員の総入れ替えが問題
- 大宝祭りの役員が、毎年全員代わってしまう
- 役員を引き受けるのは、いつも同じメンバーばかり
- 自治会の役員の半数変更を考えるべき。会長・書記・会計は1年、その他は2年(2年目は会長・書記・会計をもつ)
- 隣近所の声かけ運動(話しかけ・TEL・訪問)
- 参加者が友達を誘ってくる・ロコミによるPR・広報紙でくり返しPR

### 子どもと地域

- 世代間の交わりが少ない
- 子ども会のあり方を、もう一度見直しては?
- 集団登下校に協力を広げてほしい
- 小学校の朝の登校見守り
- 幼稚園の園庭開放(幼稚園に入る前の子どもさんを対象にしたも)
- 子ども会と自治会との横の関係が持たない
- 子ども会への加入者が少ない
- 子どもの検診予防接種は車がないと受けられない
- 子どもだけで、公園で遊ばせることができない
- 子どもと地域のつながりが、あまりない
- 集団登校の充実はある程度あるようだが、下校時の対応がどうなのか?

- 子ども会、若いお母さんとの挨拶・声かけを増やす
- 子どもたちに、何かトラブルがあっても不審者と思われそうで、声をかけにくい
- 子ども会、若いお母さんが近づいてほしい
- 地区福祉委員会で、PTAと地区役員と話し合い、問題解決する学校で昔遊びをする
- 学童の登下校の安全について、学校・PTA・自治会及び各種団体など、地域の人達との話し合いを持つことが大切協力の依頼など
- 子どもは宝
- 公的な保育所・保育園が不足している

- 小額有料制で、高齢者のお手伝いができる様にする
- 高齢、一人暮らしの方に、手助けできることは進めるその前に、希望を聞く(調べる)
- 生涯教育の充実のためのあり方 公民館・集会所の役割
- 通学時に交通の便が悪いので、選択肢が少ない
- 催し会場の確保
- 公民館のあり方を検討する
- 文化学習の場が少ない

### 課題

- PTAと子ども会を合併する・上記の会員が、自治会に積極的に入り込む
- 子ども会を自治会に取り込んだらどうか?
- 生涯教育の充実のためのあり方 公民館・集会所の役割
- 通学時に交通の便が悪いので、選択肢が少ない
- 催し会場の確保
- 公民館のあり方を検討する
- 文化学習の場が少ない

### 解決策

- PTAと子ども会を合併する・上記の会員が、自治会に積極的に入り込む
- 子ども会を自治会に取り込んだらどうか?
- 生涯教育の充実のためのあり方 公民館・集会所の役割
- 通学時に交通の便が悪いので、選択肢が少ない
- 催し会場の確保
- 公民館のあり方を検討する
- 文化学習の場が少ない

## 住みやすい大宝を作ろう

### 高齢者の課題

- (一人暮らしの高齢者) 娘さんから母がしんどいので、食事などは出来るが、家の中の掃除等をヘルパーさんに頼みたいとのTELがあった
- 一人暮らしの高齢者間の交流が必要 但し、一人暮らしのことを他人に知られたくない方がいる
- 高齢者一人暮らしの人達への接きかけをどうしたらよいか
- 高齢者からの連絡で、家の人が食事を作ってくれないとの事で、役場の包括支援センターで相談をしに行った
- 高齢者が充実できるための政策・行動は、どうすべきなのか 町内会・自治会のあり方
- 友達になることが活動の原点
- 年をとると、出かけることが少なくなるが、出かけるやすくするために、バスの料金を無料にするとか? (70歳以上)
- 高齢者、特に男性の地域へのとけ込みを促す
- 高齢者が自分から進んで地域に出る(とけ込む)には?
- 気になる高齢者が居るが、なかなか自分から心を開かない!!
- 高齢者宅へのセールス一人暮らしの方は、必要以上に警戒される
- 高齢者(男性)の参加が少ない
- ネットワーク作りは必要しかし個人情報壁をどうクリアすべきか?
- 民生委員が足で歩いて、情報を得る
- 送迎バスの回数を増やす車は小さくなくてもよい

### 地域の助け合い

- 交通の便が悪い
- 近所の方の名前・顔が分からない
- 隣・近所との接触が少ない。「隣は何をする人ぞ!」
- 家族の状況 例えば健康問題・介護者の有無を知られたくない顔あり(プライバシーの問題であり、当然とは思いますが)
- 各丁目のボランティアにばらつきがある
- 「へいさ」的な圏がある 隣近所門を閉ざしている
- 家族構成がわからないため、手助けできないことがない
- 障害者を持つ家族の悩みをきいてほしい
- 互いに話し合いが出来る関係になる
- 住民お互いが協力出来る事から参加する

### 施設の利用

- 困った事があれば、各地区の民生委員・児童委員に相談してほしい
- 高齢者の孤立を防ぐには、隣近所・自治会・福祉委員会・民児協等が連携して、取組む必要を感じます
- 老人会(自治会)から、高齢者の問題点を聞く
- 自治会・福祉活動・民生委員等、地域での連携が必要と思えますが・・・実現できてない
- 地区福祉の催しの場合は、優先的な使用をある程度認める(月2~3回)
- 役場・中学校、かなんびあでの催しの送迎を充実。お祭りに参加できる状況をもって行く事が早道
- 防犯・防災について 丁目間で、意識にバラツキがあり
- 防犯・防災の今後の課題
- 青色パトロールのスタート
- 定期的現状をPRする 1.防犯巡回参加者など
- 防犯パトロール 子どもの見守り兼ねる

### ボランティアの高齢化

- ボランティアの意識をもう一度見直して!!若い方のボランティアを。ボランティアも高齢化してきている
- 各丁目のボランティアにばらつきがある
- 参加者が限定している
- 福祉活動の人的資源(活動している人達)→若年層の参加を促したい→なかなか難しい(高齢化している)
- ボランティア活動等のPR不足をどうおぎなえるのか?年2回のクリーンキャンペーン等が大きなきっかけになると思うが・・・
- 参加すれば元気が出ます
- 若い方の参加を募る

### 防犯・防災

- 高齢者が多い地区では、防災の取り組みが問題 隣近所の交流がうまく出来ない一人暮らしの方が多
- 自治会・福祉活動・民生委員等、地域での連携が必要と思えますが・・・実現できてない
- 地区福祉の催しの場合は、優先的な使用をある程度認める(月2~3回)
- 役場・中学校、かなんびあでの催しの送迎を充実。お祭りに参加できる状況をもって行く事が早道
- 防犯・防災について 丁目間で、意識にバラツキがあり
- 防犯・防災の今後の課題
- 青色パトロールのスタート
- 定期的現状をPRする 1.防犯巡回参加者など
- 防犯パトロール 子どもの見守り兼ねる

### 3. 策定委員会設置要綱

#### 河南町地域福祉計画策定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、河南町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、河南町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

##### (組織)

第2条 策定委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から当該計画の策定が終了するまでの期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

##### (作業部会)

第5条 策定委員会は、協議すべき事項の調整を図るため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表2に掲げる課に属する職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長それぞれ1名を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず関係各課等の担当者等に会議の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

8 作業部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部高齢障害福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表1

(第2条関係) 河南町地域福祉計画策定委員会

区 分	人 数
学識経験者	1名
福祉・医療・教育関係者	12名以内
住民団体等	4名以内
行政機関	3名以内

別表2

(第5条関係) 作業部会

区 分	所 属
高齢・介護関係・障害・福祉のまちづくり・その他福祉関係	高齢障害福祉課
子育て・保健・健康づくり関係	子育て健康課
保険・老人医療・年金関係	保険年金課
人権啓発関係	生活環境課
学校教育・社会教育・人権教育関係	教育課
防災関係	総務防災課
社会福祉関係	社会福祉協議会

## 4. 策定委員名簿

(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	岡田直人	大阪大谷大学教育福祉学部准教授	
医療関係	仲谷宗裕	富田林医師会	
社会福祉事業者	竹本勇	社会福祉協議会会長	
〃	三木義弘	特別養護老人ホーム(菊水苑) 総合施設長	
〃	吉川和美	知的障害者通所授産施設 (あすかの園)施設長	
福祉活動団体	山本昭子	民生委員児童委員協議会会長	
〃	辻井照隆	老人クラブ連合会会長	
〃	福田照子	エイフ・地域婦人会会長	～平成 19 年3月 31 日
		エイフ・地域婦人会副会長	平成 19 年4月 1日～
〃	近藤雅美	ボランティア連絡会会長	
〃	辻元修子	母子寡婦福祉会会長	
社会教育活動団体	森口政幸	青少年指導員連絡協議会会長	～平成 19 年3月 31 日
〃	石田 弘幸	青少年指導員連絡協議会会長	平成 19 年4月 1日～
住民代表	竹本勇	区長会会長(社協会長兼務)	
住民代表(人権啓発)	新田竹一	人権をまもる会会長	～平成 19 年8月 4日
住民代表(当事者)	片本和雄	身体障害者福祉協会会長	
〃	伊藤容子	手をつなぐ親の会会長	～平成 19 年3月 31 日
		手をつなぐ親の会(知的障害者相談員)	平成 19 年4月 1日～
行政機関	殿村壽敏	富田林保健所企画調整課企画補佐	～平成 19 年3月 31 日
〃	岡田久長	富田林保健所企画調整課企画補佐	平成 19 年4月 1日～
〃	山口謙一郎	富田林子ども家庭センター所長	

※所属は委嘱時点のものとする

## 5. 用語解説

### 力行

#### 介護保険

40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則10%）を支払って介護サービスを利用する制度。

#### 協働

相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供するなどの協力関係のこと。

#### 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲みあげ、サービスの改善を図り、質の高いサービスの提供を実現するための制度。社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。

#### 権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

#### 高齢化率

高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、高齢化率14.0%以上で「高齢社会」、高齢化率21.0%を超えると「超高齢社会」となる。

#### コーディネート

様々な部分や活動がある一定の方向に沿って組みあわせ、全体を調整すること。

#### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人々の生活や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの。

## サ行

### 社会福祉基礎構造改革

平成11年に当時の厚生省が示した社会福祉領域における改革。改革は、個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づき推進していくとされ、具体的な改革の方向としては、① 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、② 質の高い福祉サービスの拡充、③ 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実の3点が示された。今日の社会福祉領域における様々な制度改革の原点となっている。

### 障害者手帳

障害者の暮らしを便利にするために発行されるもので、交付されることで各種のサービスが受けられるようになる。手帳には、身体障害者に交付する「身体障害者手帳」、知的障害者に交付する「療育手帳」、精神障害者に交付する「精神障害者保健福祉手帳」の3種類がある。

### 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

## ナ行

### ニーズ

要望、要請、人の欲求のこと。

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活を送ることができるための制度で、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施されている。

## ネットワーク

本来は、テレビ・ラジオなどの放送網・通信網のこと。一般的には、同じ目的によってつながる網状のしくみ・組織のことを言う。

## ハ行

### バリアフリー

住宅建築用語として、障害者が社会生活をしていくうえでバリア（障壁）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去を言うことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 福祉コミュニティ

コミュニティ（community）は日本語の「共同体」や「地域社会」のことを指す。「福祉コミュニティ」は、従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業、活動を重視する福祉型の地域共同体のこと。具体的には、住民参加に基づく公私協働によって推進され、地域組織化へと発展させるべきものであり、地域福祉の最終目標であると言われている。

### 福祉サービス第三者評価

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価すること。

### ボランティア

個人の自発的な意思により、福祉などの事業活動に参加する人、もしくは行為そのもの。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合がある。

## ワ行

### ワークショップ

目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、まちづくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創造活動。

## その他

### KJ法

日本の文化人類学者川喜田二郎氏（元東京工業大学教授）が考案した創造性開発（または創造的問題解決）の技法で、川喜田氏の頭文字をとって“KJ法”と名付けられている。ワークショップなどで出されたアイデアや意見や情報を1枚ずつ小さなカード（ふせん紙）に書き込み、それらのカードの中から近い感じのするもの同士を2、3枚ずつ集めてグループ化していき、それらを小グループから中グループ、大グループへと組み立てて図解していく。こうした作業の中から、テーマの解決に役立つヒントやひらめきを生み出しているように感じるもの。

### NPO法人

NPOとは、Non Profit Organizationの略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

---

## 河南町地域福祉計画

発行年月：平成 20 年 3 月

発行・編集：河南町 健康福祉部 高齢障害福祉課

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6

T E L . 0721-93-2500      F A X . 0721-90-3288

---

